

平成 14 年 8 月 6 日

於・中央合同庁舎 3 号館

11 階 特別会議室

国土交通省独立行政法人評価委員会

第 3 回港湾空港技術研究所分科会

議 事 録

国土交通省

目 次

1. 開 会	1
2. 港湾局長挨拶	2
3. 議 事	4
(1) 平成13年度財務諸表について	4
(2) 損益計算において生じた利益を中期計画の 剰余金の使途に充てることについて	4
(3) 平成13年度業務実績の評価について	15
4. 閉 会	59

1. 開 会

【事務局】 それでは、定刻でございます。

ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第3回港湾空港技術研究所分科会を開催させていただきます。

本日は大変お暑い中、また委員の皆様方には御多忙の中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

私、事務局を仰せつかっております大脇と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

本日、港湾空港技術研究所分科会の委員の皆様、合計8名のところ、現在、7名の方々に御出席をいただいておりますので、過半数を超えており、議事を行うための定足数を満たしておりますことをまず御報告申し上げます。

本日の分科会の結果の扱いについてでございますけれども、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則にのっとりまして、後日、木村委員長に報告、了承をいただいた後に、国土交通省独立行政法人評価委員会として最終的に確定することとなっております。

次に、本日の会議の公開についてでございますけれども、これも国土交通省独立行政法人評価委員会の運営規則にのっとりまして、平成13年度財務諸表及び剰余金の使途に関する意見聴取につきましては、会議は公開としておりまして、平成13年度業務実績の評価につきましては、この会議は非公開という扱いといたします。

また、議事録等につきましてはでございますが、これまで議事概要というのを委員会の終了後に、数日中に国土交通省のホームページで公表をし、その後、議事録というものを作成いたしまして、同様の方法で公表してまいっておりますが、今回も同じ手順で進めさせていただきたいと考えてございます。

ただし、業務実績の評価に関しましては、議事概要では主な意見について記載をすることとし、評価結果に関する内容は記載しないということにいたします。また、議事録につきましては、御発言をいただきますその発言者の名前というものを記載しないという措置を講じた上で公表することとなります。

まず、資料でございますが、お手元にお配りをさせていただいておりますけれども、議

事次第と配席図があるかと思いますが、「平成 13 年度財務諸表」、資料 1 と右肩につけてございます。それから、資料 2 「平成 13 年度業務実績報告書」、続きまして資料 3、これは「業務実績報告書」の別添資料でございます。資料 4、これは「説明補足資料」となっております。資料 5 でございますが、これは「業務実績評価に関する基本方針」、評価委員会が 2 月の 1 日に決定をされております基本方針でございます。それから、「独立行政法人港湾空港技術研究所評価シート」というホチキスどめの 3 枚ほどのペーパーがございます。そのほか、関係の通則法、あるいはこの研究所に関する資料集、それからパンフレットをお配りさせていただいております。

何か資料につきまして漏れがございましたら、お申し付けいただければと思います。

なお、これらの資料につきましては公表の扱いといたしたいと思っております。

2. 港湾局長挨拶

【事務局】 それでは、まず初めに国土交通省港湾局長の金澤より御挨拶を申し上げます。

【金澤港湾局長】 国土交通省の港湾局長の金澤でございます。マイクの関係もありますので、座らせて御挨拶をさせていただきますこととお許しください。

本日は大変お忙しいところを本分科会に御出席いただきまして、本当に心から御礼を申し上げます。

委員の皆様方にはこれまで港湾空港技術研究所がスタートして以来、中期目標とか、中期計画というものを策定するに当たりまして、大変な御尽力、御指導を賜ってまいりました。

また、おかげさまで港湾空港技術研究所もスタートして 1 年余を経過しておりまして、初年度のきょう御審議いただきます財務諸表等、業務実績報告書というのが 6 月に提出されております。中央省庁等改革の一環として導入されました独立行政法人制度というものが企業会計を原則としております。そして財務諸表の作成を義務づけております。また、法人の活動につきましても、基本的に国民のニーズというものに即応し、自主性というものを尊重して、柔軟な業務運営を図るということ、また業務が真に国民のニーズにこたえているかどうかということについて、事後に業務を厳密に評価していただいて、その結果を独立行政法人の運営に反映していく、そういうことが求められておりますし、そういうことを柱として業務の運営を図っているところでございます。

本分科会では提出されました平成13年度の財務諸表に御意見をいただくということと、平成13年度の業務実績の報告書の評価につきまして御審議いただくということにしております。どちらに関しましても、中期目標や中期計画というものを達成すべく策定いたしました年度計画というものに基づいて記載されております。

また、先月の7月9日には各府、省庁が所管する独立行政法人の評価委員会委員長の会合で、小泉総理から、見直すべきものは見直さない、現状を打破するという観点で評価に取り組むことが必要だというふうに述べられておりました、各独立行政法人への評価を厳格に実施するという意向が示されております。つきましては、我が国と世界というものを結び、そういう国際的なインフラでございます港湾、あるいは空港、そういう整備に関する研究開発を行っている港湾空港技術研究所でございますが、この研究所がより効果的で、より効率的に業務を実施できるよう熱心な御審議をいただき、御指導を賜ればと、かように思います。お願い申し上げます。

簡単でございますけれども、第3回の分科会の開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 どうもありがとうございました。

港湾局長につきましては、この後、別途会議が入ってございまして、退席をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は独立行政法人の方から理事長ほか関係幹部の皆さん方にも御出席いただいております。

独立行政法人港湾空港技術研究所の小和田理事長でございます

【小和田独立行政法人港湾空港技術研究所理事長】 小和田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それから、高橋理事でございます。

【高橋独立行政法人港湾空港技術研究所理事】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 加藤監事でございます。

【加藤独立行政法人港湾空港技術研究所監事】 加藤です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 柴沼監事でございます。

【柴沼独立行政法人港湾空港技術研究所監事】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 高橋統括研究官でございます。

【高橋独立行政法人港湾空港技術研究所統括研究官】 よろしくお願ひします。

【事務局】 佐々木企画管理部長でございます。

【佐々木独立行政法人港湾空港技術研究所企画管理部長】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 田中地盤・構造部長でございます。

【田中独立行政法人港湾空港技術研究所地盤・構造部長】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 上菌施工・制御技術部長でございます。

【上菌独立行政法人港湾空港技術研究所施工・制御技術部長】 上菌です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 また、平成 13 年度財務諸表、それから剰余金の使途に関する審議もござい
ます。そのために、関係の監査法人の方も御出席をいただいております。

【監査法人】 (起立一礼)

【事務局】 よろしくお願ひ申し上げます。

3. 議 事

(1) 平成 13 年度財務諸表について

(2) 損益計算において生じた利益を中期計画の 剰余金の使途に充てることについて

【事務局】 それでは、引き続きまして、議事に入らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、分科会長にお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

【分科会長】 本日は皆様、お暑い中、御遠方からも御出席いただきまして、どうもありが
とうございました。8人の委員の中、7人が今日御出席でございます。

早速議事に入らせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の分科会では3つの議題がございます。この議事次第のところにそれが書いてあり
ますが、念のために読み上げてみますと、平成 13 年度財務諸表に関して国土交通大臣に
対する意見を取りまとめること、それから2番目が、損益計算において生じた利益を中期
計画の剰余金の使途に充てることに関して、国土交通大臣に対する意見を取りまとめるこ
と、それから3番目が、平成 13 年度業務実績の評価を行う、この以上3つでございます。

それでは、内容が関連しておりますので、「平成 13 年度財務諸表について」と、「損益

計算において生じた利益を中期計画の剰余金の使途に充てることについて」、事務局から取りまとめて御説明をお願いいたします。これが議題の（１）、（２）でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【港湾局】 港湾局建設課でございます。

資料１の「財務諸表」というものがございますけれども、こちらを中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず財務諸表でございますけれども、14年の6月28日に独立行政法人港湾空港技術研究所から国土交通大臣の方に提出されております。

この評価委員会でどういったことを御審議いただくかということでございますけれども、独立行政法人通則法38条に、「財務諸表を国土交通大臣が承認する際には、評価委員会の意見を聞かなければならない」という規定がございます。それに基づいてきょう御意見をお伺いするということ、それともう一つ、独立行政法人通則法第44条で、中期計画の剰余金の使途に充てることを国土交通大臣が同じく承認しようとする際にも評価委員会の意見をあらかじめ聞かなければいけないということがございますので、こちらの方もあわせてきょうお伺いするところでございます。

ページをめくっていただきまして、まず2ページをごらんいただければと思います。これは新日本監査法人さんの方からいただいております監査報告書でございますけれども、この監査報告を提出していただく根拠でございますけれども、独立行政法人通則法の39条、これは資本金100億円以上の法人であれば監査法人の監査を受けなければならないという規定がございますけれども、それに基づいて独法の港湾空港技術研究所の財務諸表を監査していただいております。

その結果でございますけれども、その下に（１）から（４）まで記載されております。まず（１）のところをごらんいただきますと、「財務諸表について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠していると認められる」と記載されております。それから、財務諸表というものは、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているというふうに報告いただいております。2つ目、利益の処分に関するところがございますけれども、これは法令に適しているというところを認めていただいているという報告をいただいております。3つ目、事業報告書、これは会計の部分に限りますけれども、法人の業務運営状況をきちんと正しく評価していると認めていただいております。

ります。決算報告書、これも法人による予算の区分に従ってきちっと正しく示していると認められているという報告をいただいております。

3 ページのところに、別件で、「財務諸表等に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為に関する報告書」というところで、先ほどの前段のページのところできちんと財務諸表が示されているということの報告をいただいておりますけれども、この監査の実施に当たって法人の内部に不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合、十分留意して、財務諸表等の重要な虚偽の表示の有無について合理的な保証が得られるというようなことを監査として計画しております。それで、その結果、そういった範囲の中で財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為というものは存在しなかった、認められなかったという報告をいただいております。

それで、この6月7日の監査報告を受けまして、1 ページに戻っていただきたいのですが、独立行政法人港湾空港技術研究所の加藤監事、柴沼監事の方から監査意見書をいただいております。これは根拠といたしましては、独立行政法人通則法の第19条4項、これは「監事は、独立行政法人の業務を監査する」という項目、それから38条第2項、これは財務諸表に監事の意見をつけなければならないという、今回の意見をつける根拠でございますけれども、そういった規定に基づいて今回、監査意見をいただいております。

1つ目といたしまして監査の方法でございますけれども、監事は幹部会とか研究評価に関する会議等の重要な会議に出席していただいて、必要に応じて意見をいただいております。それから、理事等から業務の報告を聴取したり、あと重要な決裁書類を閲覧していろいろと実況調査をいたしております。監査法人から監査の計画及び結果の説明を受け、その監査に随時立ち会っております。

その監査の結果が2. のところでございますけれども、事業報告書は、業務運営の状況を正しく表示している、財務諸表は、独立行政法人会計基準、並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して適正に表示している。3つ目といたしまして、決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示している。4つ目といたしまして、利益の処分に関する書類は法令に適合しているものと認める。5つ目といたしまして、会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であるというような報告をいただいております。

このように監査法人、監事の報告書、意見をいただいた上で、4ページ以降の貸借対照表以降、重要な点について御説明申し上げます。

まず貸借対照表でございますけれども、「資産の部」という上の側の部分と「負債の部」、「資本の部」という下側の部分に大きく分けられております。

まず資産の部の合計でございます。二重線で引かれておりますけれども、154億円余りの資産が独立行政法人にございます。その大部分でございますけれども、その中に「有形固定資産合計」という項目がございますけれども、そこに136億円、これは独法が国から無償譲渡された土地・建物でございますけれども、そういったものが136億円の資産でございます。それから流動資産といたしまして、そのほかに18億5,000万円余りございますけれども、それを足し合わせたものが154億円の資産合計となっております。

それから、「負債の部」、「資本の部」でございますけれども、これはバランスをとるということで154億円に合計はなっておりますけれども、その大部分も「資本の部」の政府出資金というところに140億円というものがございますけれども、これが現物で出資された土地、建物、150億円の大部分がこちらの方に規定されております。

それ以外に流動負債、一番上のところですが、運営費交付金債務ということで800万円、これはちょっと金額は少のうございますけれども、特異なところがございますので御説明させていただきますと、これは13年度に運営費交付金で本来であれば実施する業務であったのですが、諸般の事情により13年度に実施できずに14年度に実施した業務でございますけれども、13年度の時点では運営費交付金の債務、業務が残っておりますということで800万円計上させていただいております。その合計をあわせて154億円ということで貸借対照表が成立しております。

その次、5ページでございますけれども、「損益計算書」というところがございます。これは収入と支出を大まかに示したものでございますけれども、経常費用ということで、まず「研究業務費」、これは研究関連の業務費でございますけれども、これが29億2,000万円、これから「一般管理費」、これは事務的なコストでございますけれども、そちらの方が4億2,000万円ということで、これをあわせて33億円余りの支出がございます。それから、収益の方でございますけれども、まず「運営費交付金の収入」、これは国からの補助金でございますけれども、これは15億7,000万円、これがかなり大きな部分を占めております。その下に「受託収入」とございますけれども、政府分、国からの受託分、それからその他、民間企業、地方自治体からの受託分、合わせまして15億8,000万円ほど計上し

ております。ですから、全体の収入、37億でございますけれども、「運営費交付金」と「受託収入」で30億円以上ということになっておりますので、かなりの部分はこちらの方で占めております。

それから、「事業収入」という項目がございます、その中に「特許収入」、「研修員受入収入」、「技術指導料収入」、「講演料収入」、「原稿料収入」ということで、これは後でも申し上げますけれども、ここの部分が独立行政法人として経営努力に認められる項目であるのかと思っておりますけれども、こちらの方が合わせて3,100万円ぐらい計上いたしております。そういうことで、もろもろの収益をプラスしていきますと37億8,000万円余りということで、上の「経常費用」と下の「経常収益」を差し引きいたしますと、4億3,000万円余りの「当期純利益」が上がっているというところでございます。

それから、その次のページ、6ページでございますけれども、「キャッシュ・フロー計算書」ということでございます。まずこれは「業務活動」、それから「投資活動」、「財務活動」という大きく3点に分けてこちらに記載しております。まず「業務活動」でございますけれども、「業務活動」の中で、まず支出項目としては「人件費」が支出されているということで、これが11億9,000万円余り、それから「業務及び一般管理経費支出」ということで、これが7億9,000万円余り、それから「運営費交付金の収入」、これは13年度に補助金として受け入れた額でございますけれども、それが16億1,000万円余り、それから「その他収入」ということで、これは「事業収入」などのうち、14年の3月31日までに収入があった分に限られますけれども、2,100万円余りということで、業務活動によるところのキャッシュ・フローについてはプラスマイナスいたしますと1億3,000万円余りのプラスということになっております。

それから「投資活動」というところでございますけれども、ここで大きなものというのは2項目目でございます「施設費による収入」ということで、これは「施設整備費補助金」ということで、国から補助された金額でございます、独立行政法人の建物の中の受変電設備の改修に充てられたお金でございますけれども、そういった支出が2億6,000万円ございます。それとあとほかの分を差し引きまして2億1,000万円余りの「投資活動によるキャッシュ・フロー」がございます。

それから「財務活動によるキャッシュ・フロー」ということで、この上側に書いております「リース債務」というところがいわゆるリースで借りておりますものの元本分でございますけれども、そちらが1,300万円余り、それから長期借入れによる収入と書いてご

ございますけれども、これは少しわかりづらうございますけれども、「施設整備費補助金」という形ではなくて、「施設整備費の借入金」という形で昨年度の補正予算で認められた部分の13年度分の収入、これが**2,800**万円ございます。これは独法港空研の実験施設を整備するための借入金でございますけれども、それをプラスマイナスいたしまして、**1,400**万円のキャッシュ・フローがあるということでございます。それをあわせまして、**3億7,000**万円余りのキャッシュ・フロー残高があるというところでございます。

7ページでございますけれども、「利益の処分に関する書類」ということで、これは先ほどの「損益計算書」上で**4億3,000**万円余りの利益が上がっておるといふ御説明をさせていただきましてけれども、そのうち**3億6,000**万円余りにつきましては積立金、これは利益について、何ら措置を講じない場合にはこの積立金というところに入るわけでございますけれども、そちらの方が**3億6,000**万円、それから独立行政法人通則法第**44**条3項、これは独立行政法人の経営努力によるものと認められるものに関するところでございますけれども、国土交通大臣の承認を受けようと、今、額はまだ確定しておりませんが、承認を受けようとする額が以下に書いております**6,300**万円余りというところ、あわせて**4億3,000**万円の利益については、**3億6,000**万円余りについては通常の積立金、それから目的積立金として**6,300**万円余りということを計上しております。この額につきましては、今、これは財務省と協議が必要という事項になっておりますので、額については少し変動があるというところでございます。

最後に8ページでございますけれども、「行政サービス実施コスト計算書」ということで、これは独立行政法人の会計独自のものとございます。独立行政法人を運営するに当たって幾らぐらいコストがかかっているのかというところを、実際にキャッシュとして払っていないものも含めてここに計算しております。

まず1つ目といたしまして「業務費用」、これは「研究業務費用」と「一般管理費用」ということで**29億2,000**万円余りと**4億2,000**万円余り、それから、そういったものを足し合わせて**33**億円余りの業務費用がかかっております。それから、その逆としまして、収入、「受託収入」、これは国からの受託と、先ほど申しあげました民間、自治体からの収入でございますけれども、そちらの方が**15**億円余り、それから「事業収入」、これは先ほど申しあげました特許収入とかでございますけれども、そちらが**3,100**万円余りということで、収入の方を合わせていきますと**19億8,000**万円余りということで、上の費用と収入を差し引きいたしますと**13億7,000**万円余りの業務費用がかかっておるといふところ

でございます。

それから、2番目の「損益外減価償却相当額」ということで、独立行政法人は通常の会計基準を使うということになっておりますので、「減価償却」という概念が出てきております。その減価償却部分が9億5,000万円というところでございます。

3つ目といたしまして、「引当外退職手当増加見積額」というところで、これは13年度当初と13年度末の職員構成を、それぞれ自己都合で皆さん退職されたとするところの程度退職金が必要だということの所要額の差し引きを示したものでございまして、これは1,700万円程度減っておるというところでございます。

最後、「機会費用」ということで、これは「国有財産無償使用の機会費用」ということで、独立行政法人港湾空港技術研究所は国土技術政策総合研究所の施設と隣り合わせということで、実際には国の施設を無償で借りておるのですけれども、その施設をもし近隣の相場を勘案して有償で借りるとすれば1億5,000万円程度の費用が見込まれるというところでございます。

それから、政府出資等の機会費用ということで、これは実際には昨年4月1日に140億円余りの資本金を無償で現物で出資されておるわけでございますけれども、もしそのお金を政府が国債利回り、これは1.4%で今計算しておりますけれども、国債利回りで運用するとすれば政府としては1億9,000万円余りの収益が見込めた、要するに独法に出資しておることによって費用が出てきておるというところでございます。こちらの方の2つについてはキャッシュとしてはお支払いしていないのですけれども、港湾空港技術研究所を運営するためのコストとしてはこういうものも見ていかなければいけないということで書かれております。

そういったものもあわせまして、総額26億5,000万円余りの独立行政法人を運営するための行政サービスを実施するためのコストがかかっておるというところを示しておるのでございます。

その後、いろいろと説明がございまして、ここまでが主なところでございまして、ここで一たん御説明を終わらせていただきます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

以上の御説明に関しまして、質疑に移りたいと思いますが、御意見がございましたらどうぞよろしくお願ひいたします。

以上の御説明は、議題に示してありますように、実は2つの部分からなっております、

まず最初に「財務諸表」に関して御意見を伺えればと思いますが、いかがでございましょうか。

【委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 8ページの「行政サービス実施コスト計算書」の中で、「業務費用」の「臨時損失」の175万というのは、この内容はどのような内容なのでしょう。

【港湾局】 これは国から物品を昨年4月1日付で無償譲渡されておるのですけれども、その物品を廃棄処分した、除却したという金額で175万というものが出ております。

【分科会長】 何か御意見はございませんでしょうか。

【委員】 会計監査人及び監事の方の監査が行われているということを前提に、この財務諸表を見る限りにおいては、それ以上のことは特にはないと思いますけれども。

【分科会長】 いかがでございましょうか。

【委員】 分科会長、今は「財務諸表」の件ですね。

【分科会長】 そうです。

【委員】 その件については私も特にございません。

【分科会長】 ございませんか。

【委員】 はい。

【分科会長】 ほかの方、よろしゅうございましょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、「財務諸表」に関しましては意見なしという形でこの委員会の結論とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に剰余金の使途に関してでございますが、これにつきましては、使途の妥当性以外に、この剰余金を生み出すためにも非常に努力をされたということで、港湾空港技術研究所の経営努力を評価してはどうだろうかという御意見もあるようでございますが、これについて何か御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。と存じます。

先ほど説明していただきましたように、金額で行きますと6,300万円ですね。

【港湾局】 はい。

【分科会長】 7ページの2番目に「利益の処分額」というところがございまして、その一番下の3行に書いてあるところのトータルが六千三百云々となっております。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 私はこの六千三百幾らかの額、これは主務大臣の承認を受けて、この積立金をこのような目的のために積み立てしてよろしいという意味ですね。これは独立行政法人が法人個人として努力された結果の積立金で、目的自体はそんなに異論はあることではないと思いますので、この利益の処分そのものは妥当だと私は思いますけれども。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 同じような意見になるのですが、このような形で将来に向けてと言いますか、発展的にいろいろな形で準備されるのは非常に結構ではないかと私は思いますので、特に事業収入ということで、私はたまたま国立大学に身を置いている関係で、国立大学も法人化になりますので、こんなことをできるのかなといううらやみもちょっと入っているのですが、この7ページの件については非常によろしいのではないかと、私は個人的には判断したいと思います。

【委員】 済みません、もう一つ。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 我々もこの2年後にすぐ同じようなことをしなければいけないので参考までに教えてほしいのですが、こういう利益の処分量の使用目的別の割り振りというのは、どういう形でこの割り振りを計算していらっしゃるのですか。過去の使用実績とか、そういう比率か何か出してきて、このぐらいの目的のためにはこのぐらいの額が要るなどということを出していらっしゃるのですか。

【港湾局】 ここの部分につきましては、先生がおっしゃられたように、基本的には独立行政法人の方で、まずみずからの経営努力の部分でございますので、みずからどういったふうにするのが一番効率的かといったことを勘案してこういった目的積立金ごとに支出を決めておる。ただ、1点だけございまして、施設改修等積立金 3,100 万円という金額がございまして、これは受託業務でいろいろと国とか地方自治体から業務を受託しておりますけれども、やはり実験器具を使うということもございまして、その中に一部そういう施設改修積立金に相当する額が含まれておりますので、その部分につきましてはそのままこちらの方に入れさせていただいておる。それで、実験機器購入等、研究交流促進につきましては独法として適切な配分にしておると聞いております。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 利益の処分の計算書を見ますと4億3,000万円利益が出ており、原則的には積立金にするということなのだろうと思いますけれども、その中で経営努力によって獲得されたと認められる部分は通則法の44条の3項でよろしいということですが、その6,300万が経営努力であるということのお考えですか、その辺のところと、逆に言えば3億6,700万を積立金にして、残りがこの数字になっているというところを御説明願えればと思います。

【分科会長】 どうぞよろしく願いいたします。

【港湾局】 この6,300万円の根拠でございますけれども、2ページ戻っていただきまして5ページをごらんいただければと思うのですが、まず6,300万円のうち、「実験機器購入」と「研究交流促進」というのを合わせて大体3,100万円余なのですけれども、その部分がどこから出てまいりますかと申しますと、「経常収益」の中の「事業収入」、先ほど申し上げましたけれども、「特許収入」と「研修員受入収入」、「技術指導料収入」といったところ、これを合わせますと3,100万円ということで、こちらの部分、ここはまさに独立行政法人の経営努力によって生み出されたものではないかということでこちらに入れさせていただきます。

もう一点、施設改修積立金のところでございますけれども、これは受託収入、政府受託収入、その他受託収入ということで、あわせて15億8,000万円余り計上させていただいておりますけれども、その中にやはり受託する際に実験器具等を使うということで、そういった改修とか修理に必要なコストをここに見込んでおりますので、そこから出てきた分につきましては、このまま施設改修積立金に3,100万円入れさせていただいておるというところでございます。

ただ、最初にも申し上げましたように、この部分につきましては、現在、財務省とまだ協議中でございますので、財務省の方はもう少し積立金に入れていながらも、運営費交付金の中から支出されているコストがあるのではないかというようなことを言われておりますので、その辺をきちっと詰めて今精査しておりますので、少しこの6,300万円の中から、やはり運営費交付金から支出されているというような項目があれば、少し減額することになるのかと思っております。

【分科会長】 今の御説明でよろしゅうございましょうか。

【委員】 はい。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 私もほかの委員の先生方と同じように、大卒の考え方としてはこの独自の経営努力によって得られた収入をまた新たな研究の質を高める内容に使われるということでの使い方は妥当だと思っておりますが、5ページの「事業収入」の中身で、「特許収入」というのは、これは恐らく独立行政法人になる前に取得された特許を活用しての収入だと思いますので、それを国からそういう知的財産も含めて独立行政法人に移ったわけですから、その時点で独立行政法人が所有しているわけですので、それを使っていくということで全く問題はないのですけれども、そのことを1つ確認した上で、この「事業収入」がこの独立行政法人の経営努力によるものというものの理解をしておく必要はあるのではないかと思います。

今後、さらに新たに独立行政法人になってから取得された特許によって収入になるものはますますここでインセンティブが働くのだと思いますし、そういう意味でもそのことを1つ確認した上での承認ということが必要ではないかなと思います。

また、コストの面においては恐らく今後新たに取得する分につきましても、あるいは過去に取った特許にしましても、特許の管理であるとかメンテナンス、あるいはそれに関わる様々な業務等が先ほどおっしゃられたように「運営費交付金」の中でコストがかかるとすれば、そこをどのように考えていくのかということも少し検討が必要なのかもしれませんが、ちょっと技術的なことになりますので、そこは少し事務方で検討いただければと思います。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ほかに御意見……。

もしございませんようでしたら、実は先ほど事務局の方から御説明がありましたように、この剰余金の使途につきましては、財務省との細かい折衝がこれから待っておるわけでございますが、この評価委員会はどちらかと言えば意見を申し上げるという立場にあるのではないかと理解しております。そういう意味で、この剰余金を生み出した独立行政法人の経営努力をいろいろ高く評価するという形の意見をこの委員会として出してはいかがかと思うのですが、皆さん、よろしゅうございましょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、そういう形で処理させていただきます。

これは簡単でございますが、1枚の紙に書いて国土交通省の方にお出ししておいた方が
確実ではないかと思っておりますので、そういう取り扱いをさせていただきたいと思
います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、財務諸表の審議が終わりましたので、次の議題に移るわけござい
ますが、これから後の議題は非公開という形にいたしたいと思っておりますので、
恐れ入りますが、監査法人の方、あるいは傍聴者の方がいらっしゃいましたら
御退席をお願いいたします。

【監査法人】 どうもありがとうございました。

〔監査法人退席〕

(3) 平成13年度業務実績の評価について

【分科会長】 それでは、第3番目の議題になりますが、港湾空港技術研究所の「平成13
年度業務実績の評価について」の議題に移りたいと思っております。

評価は平成14年度2月1日の評価委員会で決定されました「国土交通省所管独立行政
法人の業務実績評価に関する基本方針」、これはお手元にパンフレットが回っていると思
いますが、これに従って行うことになっております。お手元に配付されておりますので、そ
れをときどき御参照いただければと思っております。

この業務実績報告書は中がさらに、議題として3つに分けて審議をお願いしたいと思
うのですが、最初は業務運営評価、2番目が自主改善努力、それから3番目が個別業務評価、
これは主として評価のアカウントビリティに関する評価でございますが、この順に取りま
とめられておりますので、御審議いただきたいと思います。

まず、業務運営評価から始めたいと思っておりますが、評価方針によりますと、まず29項目
ございますので、その項目ごとに中期計画の達成に向けて、着実な実施状況にあると認め
るか否かということを確認していただくことになっております。29項目ありまして、時間
の関係もございまして、内容の関連性、類似性等から、数項目ずつまとめて説明をして
いただきまして、それから質疑をお願いして、それからまた次へ移るという形で進めさせ
ていただきたいと思います。

実は、先生方のお手元に「評価シート」というものがお配りしてありますので、それを
ごらんいただきたいのでございまして、このそれぞれの項目が着実な実施状況にあるか否
かを判断していただきまして、その評価シートに丸を記載していただきたいと思います。

そして、着実な実施にあると認められない場合には、その理由をメモ欄に記載しておいていただきまして、後の議論の際に参照の上、御発言いただければと思います。これはあくまでも個人的なメモという形で取り扱わせていただきたいと思います。

次に、評価シートでございますが、休憩時間に集計いたします。その後、非公式なものでございますので、先生方にお返しいたします。休憩時間終了後、集計結果を踏まえて、分科会としての評価を行うこととなるわけですが、その際、集計結果において各委員の判断がすべて一致している項目については、時間を節約するという意味で、そのまま進めさせていただく。それから、判断が分かれているもの、あるいは多少問題があると御指摘いただいた方が1名、あるいは2名、数名いらっしゃる場合にはそれを議論いたしまして、分科会としてそれが適当であるかどうかの判断をしたいと考えております。

それから、実は本日の委員会の最後にこの評価の結果を3枚の紙にまとめて提出する必要があるわけでございますが、まず最初、業務運営評価に関しましては、**29**項目すべてが着実な実施状態にある場合には「順調」というところに丸がつきます。**28～21**項目が着実な実施状況にあるという場合には、「おおむね順調」という最終的な評価がつけられます。それ以下、つまり**20**項目以下の場合には、「要努力」という評価がつくことになっております。

それから、議論の過程で提出された特に重要な御意見については、皆さんにお諮りした上で、必要に応じ、分科会としてのコメントとして取り扱うことにしたいと思っております。

それから、きょうはお1人だけ欠席していらっしゃる方がいらっしゃるのですが、この欠席委員の意見につきましては前もって伺っておりますので、**29**項目の各項目ごとに御審議いただく際に欠席委員の意見を紹介させていただき、それを斟酌した上で御議論いただいて、その項目に関する委員会としての結論としたいと思います。

以上のような形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、独立行政法人より御説明をお願いいたします。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 それでは、私の方から御説明させていただきます。

まず最初に、きょうの業務実績報告書、お手元にあるものでございますけれども、事前に御説明させていただいたものから誤りがありました点について修正をして、修正後のものをお配りさせていただいております。中でまた詳しく御説明いたしますけれども、一番

大きな点は、研究者評価につきまして、大綱的指針のことを記述して、それから解説書がまだ「案」でした、ですから、研究者評価の実施が少しおくれてきましたというような御説明をさせていただきましたが、それはちょっと調査不足でございまして、大変申しわけなく思っております。解説書の「案」は3月25日の段階でとれておまして、それによって我々は行動することはできたのですけれども、実質的には3月25日で年度はほとんど終わりですので、内容について大きな違いはないと思っております。中で説明させていただきます。

それから、記述の誤りが幾つかありまして、数字を含めて4つぐらいのところに中で触れさせていただきます。あとは字句のミスなどについて修正したものをきょうお配りさせていただきます。

きょうの私の御説明はこの業務実績報告書と、別添資料、それから補足資料に基づいて御説明させていただきます。

前もってちょっとだけ見ていただきたいのですけれども、補足資料の1ページ目に業務運営評価の29項目の目次に相当するようなものが並べてありますので、これを見ていただきますと、今どこのところにあるかという位置づけがわかりやすくなるかと思えます。

補足資料の2ページ目ですけれども、独立行政法人になってからの新しい取り組みの主なものについてここにピックアップいたしました。そしてこの中でも、13、14、16、17、19の後ろの方、これらは独法になって初めてできるようになったことかなと考えております。この辺も御説明をお聞きになりながら見ていただけたらと思えます。

それから、分科会長の御紹介にありましたように、数項目ずつグループに分けて御説明させていただきたいと思えます。そのグループは評価シートに太い線で囲ってある数項目ずつですので、どうぞよろしく願いいたします。

業務実績報告書は中身が大分たくさんありますので、赤い字で書いております部分、ここを読んでまいりますと大事な内容が説明できるようになっておりますので、そのようにさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、中に入らせていただきまして、目次を数ページめくっていただきまして、1ページから「組織運営」ですけれども、2ページ目から報告事項が始まっております。

基本的組織として調査、研究及び技術の開発を行う研究部と、これを支援する業務を行う企画管理部により構成することといたしました。

研究部は、研究所が対象とする調査、研究及び技術の開発等に係る分野の特性を考慮し、

海洋・水工部、地盤・構造部、施工・制御技術部の3部体制としました。

研究部における研究室の構成については、大きな組織の研究室を設けるのではなく、研究分野ごとに専門化した小規模な研究室を設けることにより、研究活動を効率的に進めるべく、研究分野に応じて以下に示す22の研究室を設けることとしました。海洋・水工部に9研究室、地盤・構造部に8研究室、施工・制御技術部に5研究室です。

企画管理部には、研究業務全般を支援するため、総務課、企画課、業務課の3課を設けることといたしました。そして、そのとおりの組織として活動しました。

それから、フレキシブルな研究体制を編成することとしておりますことにつきましては、地震・液状化プロジェクトチームを編成しました。首都圏第3空港検討プロジェクトチームを編成しました。

研究評価の際に研究実施体制の検討を行うことにより、研究ニーズに対応した研究体制であることを確認しました。

今後とも、平成13年度において実施したように、研究課題に応じ、フレキシブルな研究体制を編成していくとともに、効率的な組織編成と人員配置を行う等、弾力的な組織運営を図ることにより、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

続きまして、4ページに行って「人材活用」の「外部の優秀な人材の活用」についてですけれども、核磁気共鳴画像法を用いた構造物の非破壊・非接触検査技術の研究及び軟弱粘土の圧密特性に関する研究を効率的に実施するため、博士号取得者を任期付研究員、これは3年任期ですけれども、として新たに2名採用し、優秀な人材の確保と外部からの人材活用の拡充を図ることとしました。

平成13年度中に任期を迎える任期付研究員が2名おりますが、新たに2名の任期付研究者を採用することにより、平成13年度を通じて中期計画で定めた任期付研究者の割合5%以上を確保することとします。

実績値ですけれども、核磁気共鳴画像法、それから軟弱粘土の圧密のこの研究分野で計2名を採用しました。それから、任期付研究者の割合についてですけれども、5%以上を確保し、年度計画に定めた目標を達成しました。

以上によりまして、実績値は目標値に達しております。

6ページ、「研究者評価システム」ですけれども、研究者評価システムの導入は、研究の活性化・効率化を推進するために早期に取り組むべきであると考え、平成13年度において、研究者評価基準を検討した上、これを含む研究者評価システムの導入を図り、それに

基づく公正な評価の実施に取り組むこととしました。

これについて、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及びこれを受けて策定することとされていた同解説書の策定状況を見守りつつ慎重に検討することとしていたところ、上記「指針」については平成13年11月28日に総理大臣決定をみたものの、上記「解説書」については平成14年3月25日によりやく策定をみましましたことから、平成13年度には研究者評価基準を含む評価システムの骨格案の作成にとどまりました。

平成14年度には、平成13年度に作成した骨格案を基に研究者評価基準を含む研究者評価システムを定め導入することとします。なお、平成14年度に予定している研究者評価につきましては、7月から開始することとしており、そのための準備は現時点においてすべて整っております。

というわけで、以前に事前説明の段階で説明させていただいたことと、解説書の実態の把握がちょっと不備でしたけれども、実情、我々の活動としては、結局は同じことで、7月から研究者評価について活動をスタートしております。

続きまして8ページ目、「研究費の競争的配分制度」についてですが、研究費の競争的配分制度については、研究活動の活性化・効率化を推進するために早期に取り組むべき事項と考え、平成13年度より導入することとしました。先進的・先駆的なテーマへの研究者の取り組みを対象とした制度は、競争的環境の形成に特に効果的と考え、萌芽的研究を例示して研究費の競争的配分を行うこととしました。

萌芽的研究に加えまして、緊急性の高い研究課題に対応した特別研究というものにつきましても、研究費の重点的配分を行いました。これによりまして、基本的に中期計画に定めた目標を達成したものと考えております。今後とも、これを着実に実施し、競争的環境の形成を通じて、人材の活用につなげていく考えであります。

続きまして9ページ、「業務運営」、そのうちの「外部委託」についてですが、定型的業務の外部委託に関しては、中期計画の期間を通じて積極的に取り組むべきものであり、初年度より、業務の性格を評価した上で適切と判断されるものについて積極的に外部委託を図ることとしました。

平成13年度には次の5つの定型的業務につきまして外部委託を行いました。平成14年度以降も、引き続き、外部委託が適切と判断されるものについて、積極的に外部委託を進めることにより、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

11ページ、「一般管理費」についてですが、平成13年度は初年度でありますので、内部

事務手続きの電子決裁化・簡素化並びに事務機器類の省エネルギー化等の具体的な行動目標を設定いたしました。それから、研究室が研究所敷地内に分散しておりましたので、研究所本館の完成を機に、大型実験施設に付随する研究室を除き、全ての研究室を企画管理部が執務に当たる研究所本館に集約化し、研究業務と企画管理業務の連携を強化することによりまして、研究業務を効率的に実施できる環境を整備することとしました。

外部の委員会への研究者の委員就任許可手続きを電子決済化しました。それから、コンピュータシステム導入を図りまして、12 ページ、旅費システム、会計システムを導入いたしました。それから、グリーン購入法に則り、省エネモード付コピー機、液晶型ディスプレイ等、省エネルギー型機器の使用を進めました。研究所本館への研究室の集約化により、一応の集約化を実現し、中期計画に定めた目標を達成したと思っております。

より組織的な取り組みとするため、平成 14 年度より業務改善委員会を設置しており、中期計画に定めた一般管理費の抑制目標を達成できると考えております。

ここで1回切らせていただきたいと思います。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

以上、御説明いただいたところまで、質疑応答に移りたいと思いますが、何か御意見はございましょうか……。

お手元の評価シートのところに黒線で印がついておりますが、最初の6項目ですね。それが今終わったところでございます。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 8ページの研究費の競争的配分制度ということで、御説明を伺ったときは、研究所内で公募のようなことをされてということで理解したつもりなのですが、文章だけ読むと競争的配分を行うというのが実際にどういうことなのかというのが、読むだけの方には少しわかりにくいと思いますので、御説明いただくと同時に、今後もう少し、これを読んだだけでもわかるような記載をいただくといいのかと思っております。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 わかりました。もしよろしければ、後のⅡ部のところで、研究業務評価のところでもっと詳しく説明してありますので、きょうのところはそちらでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 済みません。

【分科会長】 ほかにございませんか……。

それでは、次へ移りましょうか。また後ほどまとめて御意見をお伺いする機会があるう
かと思いますので、先へ進めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 それでは、説明させていただきます。

研究活動の業務報告の中の中心の部分になってきますけれども、13 ページから始まって
おりまして、この部分は我々の目標、中期計画、年度計画には研究項目をずっと書いてお
ります。それが 19 ページまで続いております。それで、これを業務運営評価としては 1
項目にまとめてここに報告をさせていただいております。19 ページから始まりまして、こ
れに関する報告事項としては 2 つありまして、1 つ目が研究項目の設定です。

研究計画は部・室の組織に沿って構成されており、基本単位は研究実施項目と呼ばれ、
原則として 3 年間で終了することとしております。平成 12 年度末までに作成していた平
成 13 年度研究計画（案）におきまして、125 の研究実施項目を設定しておりました。こ
こに・から・まで書いてありますが、引き続き研究所として研究を続けることにより有益
な成果が期待できるもの、他の研究に先立って実施する必要があるもの、国内外の他の研
究機関に先駆けて取り組むことに意義があるもの、現場から緊急に解決を求められている
課題、国際標準化への対応のため必要なもの、この 5 つの視点に照らしまして、平成 13
年度に取り組む必要のあるものとして 125 を選定いたしました。

20 ページに参りまして、これら 125 の研究実施項目については、一方では内外の研究
の動向、社会的ニーズ、研究の将来的な発展性、基礎研究の重要性等を考慮しまして、他
方では中期計画で定めた 30 の研究テーマとの関連性を精査した結果、86 の研究実施項目
が 125 のうちから選定されました。次に 86 の研究実施項目について研究内容の類似性に
着目して集約・整理することにより、平成 13 年度に実施する 47 の研究項目を定めました。

もう一つの目標であります重点研究領域への研究費の配分比率ということなのですが、
港湾技術研究所時代の重点研究領域に相当する研究分野への研究費の全研究費に対する配
分比率が約 70%でありましたことを考慮して、初年度である平成 13 年度は、過去の実績
を上回るべく「70%を超える水準」を目標値といたしました。

やったことなのですが、設定した 47 の研究項目を全て実施いたしました。

中身については次のページ、22 ページの表を見ていただきたいのですがけれども、中に重
点研究領域で赤い数字で示してありますところ、30 の研究テーマが中期計画に載っており

ます。47の研究項目、13年度計画です。その中に研究実施項目が86含まれております。86は新規24、継続62になっておりまして、継続のうち、終了予定だったものが41ございました。そのうち、延長したものが4件、残り37件は順調に終了いたしました。というわけで、ほぼ順調に研究いたしましたので、延長になった4件についてだけ、20ページ、21ページに若干の説明を加えております。

20ページで①のところに、これは原理・現象の解明の部分ですけれども、2件、大規模な現地実験のために1年の延長が必要となりました。これはまた後で少し詳しく出てきますけれども、十勝で行いました現地の大きな振動実験、地震に関する実験です。これのために2件、1年延長になりました。

それから②のb)、沿岸域の環境について1件、海洋短波レーダーに係る研究について、ここに示しました理由により1年の延長が必要になりました。③のa) 厳しい条件下での建設について1件、超音波を利用した計測技術の研究についてここに記した理由によりまして1年の延長ということで、この4件が1年延長になりましたけれども、それ以外についてはすべて順調に研究し、終了するものは終了いたしました。

22ページに参りまして配分比率ですけれども、平成13年度の重点研究領域の研究項目に対する研究費の全研究費に対する配分比率の実績値は71.3%となりまして、年度計画の目標値を達成いたしました。

中期計画期間中の研究実施項目のスケジュール、「別添資料2」というものを作成いたしました。これは重要ですのでちょっと見ていただきたいのですけれども、「別添資料2」というもの、10ページぐらいいめくった後に棒グラフで書いてあるものがございます。これが研究実施項目のスケジュールということで、ここには86項目につきまして、13年度時点での計画ですけれども、5年間の計画が書いてございます。

本文に戻っていただきまして22ページですけれども、この研究テーマごとに各研究室、各研究部及び研究所のレベルで線密な検討を経て作成した研究実施項目ベースの研究スケジュール、これの存在と、同様な検討を経て毎年行われるその適切な見直しとによって、中期計画に定めた目標を達成することができるものと考えております。

平成14年度以降も重点研究領域への重点化を進める等によりまして、配分比率を毎年おおむね1～2%程度ずつ増加させることが可能であり、これによって中期計画に定めた目標を達成することができると考えております。

続きまして、23ページから特別研究の実施についてであります。特別研究は4件、年度

計画の中に取り上げておりました、これは赤字のところ、下記に示す理由によりまして、4件の研究を選定いたしました。i 番については、港湾構造物の信頼性向上の決め手となる技術の開発、ii 番については、波・地盤・構造物が相互に密接に関連して挙動することについて、iii 番については、船舶係留と係岸荷役の安全性を大きく阻害している長周期波について、iv 番は、潜水士に頼らない安全で効率的な機械施工が喫緊かつ必須の課題であるということです。それから、必要に応じ、部・室の枠を超えた横断的な研究体制をとることといたしました。

平成 13 年度に計画した 4 件の特別研究には総額で 3,000 万円という重点的な予算配分を行い、それぞれの研究課題は予定通り進捗しました。4 つのうちの ii 番目と iii 番目につきましては、部・室の枠を超えた研究体制を構えました。今後も、特別研究として位置付ける研究について、平成 13 年度と同様な対応を図るとともに、特別研究の採択を研究者評価の評価項目に盛り込むことにより、迅速な研究の推進が可能となり、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

この特別研究につきましても、さっき松田委員から御質問がありましたような競争的な環境につきましてはⅡ部の方に少し詳しく書いておりますので、そちらで御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、25 ページから「萌芽的研究」なのですけれども、平成 13 年度はシーズ発掘型研究を対象とし、3 件程度の研究に対し特別の予算配分を行い、研究に当たることとしました。本研究課題の採否の決定に当たっては評価が必要ですので、部長級以上の幹部からなる内部評価委員会を組織し、これに当たることとしました。

「平成 13 年度指定研究（シーズ発掘型研究）実施要領」を策定しました。採否の決定につきましては、「独立行政法人港湾空港技術研究所研究評価要領」‘別添資料 4 です’に従いまして、内部評価委員会で行いました。応募のあった 8 件のうち 5 件の研究を採択して、総額 1,100 万円の予算の配分を行いました。この 5 つであります。今後も萌芽的研究の重要性を踏まえ、その強力な実施を図ることとしており、また萌芽的研究の採択を研究者評価における評価項目に盛り込むことを考えております。今後、研究者評価を効果的に運用することにより、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。これにつきましても、評価についてはⅡ部の方で詳しく説明しております。

続きまして、27 ページから「受託研究の実施」についてですが、国、地方自治体、民間等が港湾、空港の整備等を円滑に実施するために必要とする技術課題の解決に関する要請

に的確に応えることは研究所の使命であります。また、これらの技術課題は、貴重な研究素材を提供するという面もありまして、これまでも港湾、空港整備の事業を通じて多くの研究、技術開発を進めてまいりました。

国土交通本省、同地方整備局等国から 69 件、地方自治体から 1 件、社団法人日本作業船協会から 3 件、関西国際空港株式会社等民間から 4 件の受託研究をそれぞれの要請に基づき実施しました。港湾、空港等の事業の実施に当たり、国、地方自治体及び民間等がかかえる技術課題に対応するために、今後もそれぞれの機関の要請に積極的に応えていくこととしており、中期計画に示す目標を達成することが可能と考えております。

続いて「外部資金の活用」、28 ページですが、競争的資金の積極的導入は、幅広い研究活動を行う上で重要であり、初年度から積極的に取り組むこととしました。競争的資金の導入実績を研究者評価に反映させることについて検討することとしました。

平成 13 年度実施分ですけれども、積極的に応募を行いまして、科学技術振興調整費による研究として「都市複合空間水害の総合減災システムの開発」が採択されまして、8 件の継続案件を含めまして、全部で 12 件の研究を実施しております。この数字は事前説明のときより若干ふえております。平成 14 年度実施分につきましては、合計 19 件の応募を行いました。研究者への積極的応募の働きかけや、研究者評価の実施などにより、研究者の取り組みが一層強化されると考えられます。さらに、研究所内の各分野での共同した対応や他研究機関と連携した応募等、組織的な取り組みの一層の強化により、競争的資金の導入を図ることとしており、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

30 ページ、「研究評価体制の整備」ですけれども、内部評価及び外部評価体制の整備に初年度より取り組むこととしました。外部評価に関しては、海洋・水工分野、地盤・構造分野、施工・制御技術分野及び空港分野において、学識経験者等を構成員とする外部評価委員会を組織することとしました。

基本的な枠組みを「独立行政法人港湾空港技術研究所研究評価要領」‘別添資料 4 です’に決めました。これに従い、平成 13 年度には同年度及び平成 14 年度に取り組む研究実施項目や同年度に取り組む萌芽的研究などについて、事前評価等を実施し、評価結果を研究項目の設定や研究費の配分に活用しました。外部評価委員会に関しましては、「独立行政法人港湾空港技術研究所外部評価委員会規程」を定めまして、これに基づき委員会を設置し、平成 14 年度の特別研究及び研究実施項目について事前評価を行いました。今後は、

評価を積み重ねていくことを通じ、評価の実施体制及び実施方法を熟成していくことにより、中期計画で定めた目標を達成することが可能と考えております。

ここで1回切らせていただきます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、この評価シートの2番目の黒い枠の中の項目、全部で6つございますが、これに関して御説明いただいたわけでございます。御意見はございましょうか。

【委員】 よろしいでしょうか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 1点御質問ですが、20ページから21ページに、研究が終了しなかった4件のうちの2件で、研究の取りまとめに時間を要したもの、あるいは想定以上の時間が要したものの記載がございますけれども、研究というのはこういうことが起こることはよくあると思うのですが、大事なものは、そういうことをモニタリングするというか、PDCAのサイクルがきちんと回っていたかというか、プロジェクトマネジメントの仕組みがきちっとあるかどうかというところの方が大事だと思いますので、その御説明を1つお願いします。それがあつた上で、なおそういうことが発生したということでもよろしいのですね。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 はい。この大規模な現地実験……。

【委員】 いえ、それはいいのです。そうではなくて、②のb)と③のa)ですけれども、研究がおくれるということというのはあり得ると思うのですが、問題はそれをきちんとマネジメントしていく機能はあって、それで進捗管理はしていたのだけれども、不可抗力で起こってしまったことであると理解してよろしいでしょうか。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 今のお答え、簡単にできますか。海洋短波レーダー、それから超音波を利用した計測技術。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 それぞれの研究部長もいますので、必要であれば後ほど御説明もしますけれども、私の理解するところでは、真の意味で不可抗力かどうかというところは若干議論はあろうかと思いますが、それぞれの研究がその年度に行わなければならない進捗管理はやっておりますから、そういう議論の中で、例えば右側の21ページの超音波を利用した計測技術の研究について言えば、この超音波の送受信方法についていろいろな実験をやっていたわけですが、それが思った以上に時間がかかったかということがありまして、それぞれ無理からぬ理由であったとは思っております。

【委員】 ありがとうございました。

【分科会長】 要するに、マネジメントがきっちりやってあるかどうかということについての御質問だと思うのですが、一応そちらの方で最大限の努力はしていらっしゃると理解してよろしゅうございますか。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 はい。もう一言申し上げれば、年度の途中でそれぞれの研究実施項目について、その進捗状況を常にフォローしておりますので、そういうフォローした中でもこのような事態は生じたと御理解いただければと思います。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 監事でございますが、こういう研究項目については業務の監査ということで第三者的な立場にさせていただいておるのですが、この4件の延長につきましては、平成13年度で本来は終わるわけだったのですが、14年度に引き続いております。それで、それはどういうことを港空研ではやっていたかと申しますと、13年度で終わらないのに14年度に引き続くということで、14年度の事前評価をやる中にその4項目を含めておまして、そこで中間報告的にこれは継続する十分な理由があるか、それともただ本人がサボってこうなったのか、それとも先ほどの大規模実験のような特殊な事情があつてこうなったかというのを審議して、これはあと1年間延長することによって、今の状態で取りまとめるよりもあと1年間待った方がよりいい成果が出るという判断を3月に内部評価委員会の中でやっていたように私は記憶しております。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

【委員】 今のお話をいただいて、そういう業務監査もいろいろな節目、節目でなさっていらっしゃるといふこともむしろわかって、大変よかったと思っております。

【分科会長】 そういうことを意識して、これから管理をされたらいいかと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、もしほかに御意見がなければ、後ほどまとめてお伺いすることにいたしまして、先に移りたいと思います。

それでは、お願いいたします。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 それでは、32ページから、「他機関との有機的連携」の3項目についてまとめて御説明させていただきます。

まず共同研究の推進についてですけれども、他機関との有機的連携による研究実施の重

要性を認識し、中期計画期間中における共同研究実施の目標値であります 170 件程度、これの概ね 5 分の 1 に相当する 35 件程度の実施を平成 13 年度の目標としました。

国内外の大学、研究機関及び民間企業との間で共同研究協定を締結し、50 件の共同研究を実施し、目標を達成しました。なお、この中には、十勝港において埋立地を人工的に液化させ、実験用に設置した構造物への影響を把握する目的で実施した、内外の産学官の 13 研究機関と研究所との共同研究、「港湾、臨海部都市機能の耐震性向上に関する実物大実験」も含まれております。

これについては、「補足説明資料」の 3 ページに相手方の 13 機関の名前を挙げております。アメリカのカリフォルニア大学なども入っております。さっきの 2 件延長の内容ですけれども、この共同研究につきましては、実績値は目標値に達しております。

それから、「研究交流の推進」、33 ページですけれども、幅広い手段による研究交流、人材交流の積極的な推進に関しては、外部研究者の受け入れ、国際シンポジウムや国際セミナーの主催、共催、研究所の研究者の国際会議への派遣及び研究者の国外の研究機関等での研究等を行うこととしました。「天然資源の開発利用に関する日米会議沿岸環境科学技術パネル」及び「港湾構造物に関する日中技術交流セミナー」について、その準備等に計画的に取り組むため、具体的に年度計画に位置付けました。

34 ページに参りまして、平成 13 年度には、外部研究者の受け入れは 13 件、国際シンポジウムや国際セミナーの主催または共催は 9 件、これは 1 件間違っておりました。国際会議等への派遣は 48 の国際会議に 73 名、国外の研究機関等での研究は研究所独自制度による 1 名及び文部科学省の制度による 1 名の計 2 名の実績でありました。「港湾構造物に関する日中技術交流セミナー」は予定通り平成 13 年 4 月に開催いたしましたが、「天然資源の開発利用に関する日米会議 (UJNR) 沿岸環境科学技術パネル (CEST)」については、平成 13 年 9 月 11 日にニューヨークで発生したテロ事件の影響で、米側より延期の申し入れがあり、平成 14 年 7 月に延期することとしまして、7 月 17、18、19 日に無事実施しました。予算執行に裁量性のあることから、研究者の海外出張の機会も増大しておりまして、国際会議への参加は拡大しております。研究所で独自に長期在外研究の制度を創設したことによりまして、研究者の海外の研究機関での研究が進むと考えられます。こうした状況に鑑み、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

続きまして、35 ページ、「国の関係機関との人事交流」につきましては、研究所設立前から実施してきており、その効果が十分に認められていた施策であり、平成 13 年度に直

ちにこれを実施することとしました。

国土交通省等国の関係機関との間で 10 件の人事交流を行いました。研究所の職員の身分は国家公務員であることから、国との関係機関との人事交流について何ら人事制度上の制約はなく、また国土交通省の人事部局との間において、今後も人事交流を適切に行うことを確認しておりますことから、平成 14 年度以降も、引き続き、人事交流を適切に実施することが十分可能であり、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

ここで1回切らせていただければと思います。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

最初のページの最後の3項目でございますが、御意見はございますでしょうか……。

それでは、先へ進めさせていただいてよろしゅうございませうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 次に2ページへ移りまして、最初のブロックの中の6件について御説明をお願いします。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 はい。36 ページから、「研究成果の公開・普及及び技術移転」について説明させていただきます。

まず最初に研究成果の発表についてですけれども、37 ページ、査読付論文数につきまして、研究所設立前の5年間の実績が年平均 65 編でありました。平成 13 年度は初年度でありますので、目標を 65 編といたしました。英文論文比率ですが、研究所設立前の5年間で 46%程度でありましたことを踏まえ、中期計画の最終年度に 50%程度に引き上げることを目指し、平成 13 年度については研究者が英文論文を抵抗なく執筆・発表することができるような環境整備を図るとの観点に立ち、語学研修の実施、国際会議等への参加の機会の増大を目標といたしました。投稿数等の実績を、研究者評価に反映させることを検討することとしました。

実績値としまして、査読付論文数は 95 編でありまして、目標値 65 編を上回りました。英文論文数は 42 編で、比率は 44%でありました。語学研修につきましては、研究所を訪問した外人研究者を囲んで頻りに所内ミニシンポジウムを開催しました。約 40 回になりました。国際会議等への参加ですが、延べ 73 名（実数 39 名）の研究者が 48 の国際会議等に参加しました。論文を質の面から見ますと、平成 13 年度には、土木学会論文賞を受賞するとともに、英文論文におきましても、カナダ地盤工学会の優秀論文に選ばれました。

実績値は目標値に達しております。

38 ページで「研究報告書の刊行等」についてですが、報告書の年4回程度の刊行、研究の項目や概要等のデータベース化と、そのインターネットを通じての公表を目標といたしました。「港湾空港技術研究所報告」及び「港湾空港技術研究所資料」を合計で約 1,000 部配布することを目標としました。

科学技術的成果に関する論文については「港湾空港技術研究所報告」に、また技術的研究資料については「港湾空港技術研究所資料」にまとめまして、4回刊行し、前者においては 514 機関等に 597 部、後者については 377 機関等に 428 部配布いたしました。「平成 13 年度研究計画の概要」、別添資料 3 ですが、ホームページ上で公表するとともに、過去の研究報告書のタイトルや論文発表題目等についてもデータベース化して、ホームページ上で公表しております。

実績値は目標値に達しております。

この別添資料 3 なのですけれども、これもまた後で重要になりますので、今ちょっとごらんいただきたいと思うのですけれども、先ほどの棒グラフの別添資料 2 の 10 ページぐらい後に「別添資料 3」としまして、平成 13 年度研究計画の概要というのがずっと 10 ページぐらい続いております。これがアウトカムを意識した期待される成果の活用ということまで入れ込んだ内容になっておりまして、これをホームページ上で公表しております。

本文に戻っていただきまして、「国民への情報提供」、40 ページ、赤字は 41 ページからなのですが、広報誌の刊行につきまして、年度内に 3 回程度、実験・研究施設の公開につきまして、一般向けに 2 回、小中学生向けに 1 回以上、また講演会の実施につきまして、開催地を中央・地方のそれぞれで行うことを念頭に 2 回行うことを目標としました。

実績値としまして、広報誌を「海風（うみかぜ）」と名前をつけまして 3 回刊行し、それぞれ 1797 部を配布いたしました。研究所のホームページを平成 13 年 4 月 1 日より立ち上げまして、常に最新の情報が提供されるように努めております。研究所の実験・研究施設の公開につきまして、一般向けを 2 回、小中学生向けを 1 回実施しまして、来訪者はそれぞれ 527 名、116 名でありました。講演会につきまして、「港湾空港技術講演会」を東京で、「港湾空港技術特別講演会」を仙台で実施しまして、出席者はそれぞれ 203 名及び 264 名でありました。日本科学技術振興財団が主催するサイエンスキャンプ 2001 を実施いたしました。

以上で、実績値は目標値に達しております。

「技術移転の実施」、42 ページからですけれども、これにつきまして、技術者を対象と

した講習会等の実施、技術者の研修生としての受け入れ、大学生等の実習生としての受け入れ、国土技術政策総合研究所等が実施する国の技術者に対する研修への研究者の講師としての派遣、各種技術委員会における研究者の委員としての派遣、外国人技術者に対する研修における研究者の講師としての派遣及び国際協力事業団が行う途上国向け技術協力における研究者の専門家としての派遣を目標といたしました。研修生及び実習生の受け入れは 50 名を目標といたしました。

実績値は、講習会等の実施については「港湾構造物の耐震設計－国際ガイドライン」セミナーを開催し、技術者 156 名の参加がありました。研修生の受け入れについては、民間企業の技術者 24 名を受け入れました。実習生の受け入れは、国内外の 21 校の大学生等 31 名を受け入れました。研修生及び実習生の受け入れは合計 55 名でありました。国の技術者に対する研修への講師としての派遣に関しては 12 件、57 名になりました。各種技術委員会における委員としての派遣は、460 名になりました。外国人技術者に対する研修は、44 ページ、国際協力事業団が行う途上国の技術者のための集団研修に講師として 26 名派遣いたしました。国際協力事業団が行う途上国向け技術協力における専門家としての派遣は、3 カ国、7 名になりました。財団法人等が主催する研修等の講師、32 件、36 名になりまして、実績値は目標値に達しております。

45 ページに参りまして、「大学等への講師等としての派遣」ですが、研究者を大学等の教育・研究機関へ非常勤講師等として、少なくとも独立行政法人設立前の派遣実績（平成 11 年度に 2 名、平成 12 年度に 2 名）と同程度の水準を目指し、2 名派遣することを目標としました。

東京工業大学及び熊本大学にそれぞれ 1 名、計 2 名を助教授として、横浜国立大学に 2 名、琉球大学に 1 名、計 3 名を非常勤講師として派遣いたしました。外部の教育・研究機関からの派遣要請も強いことから、中期計画の目標を達成することが可能と考えております。

次に「知的財産権の取得・活用」についてですけれども、記述は 48 ページに行きまして、所内研修の実施を目標といたしました。それから、特許出願件数につきましては、独立行政法人設立前 5 年間に比べ 10%程度増加させるとしていますので、独立行政法人設立前 5 年間の出願実績 53 件、これを前提に中期目標の期間中に約 60 件の出願を行うという必要がありますが、13 年度には過去の年度平均値 10 件程度を目指すことを目標といたしました。研究者評価に反映させることを検討するとしてしました。取得した知的財産権の広報

及びその利用促進を行うことといたしました。

実績値ですけれども、所内研修に関しましては、弁理士による定期的な研修を2回実施いたしました。特許の出願に関してですが、平成13年度に5件行いまして、これは目標値を下回りました。出願件数を研究者評価システムの骨格案に盛り込んでおります。出願中のものも含め、ホームページに掲載いたしました。

③に行きまして、特許出願件数は単年度ごとに大きな変動を示すものでありまして、平成8年度から平成12年度までの各年度の出願件数の実績、15件、3件、8件、13件、14件にもこのことが表れております。平成12年度の実績14件のうち年度末の2、3月の出願件数が5件となっております。これは独立行政法人制度における特許の取扱いが不明確な状況で、独立行政法人への移行を前に出願を済ませようとする動きがあったためと考えております。平成13年度末の時点で出願準備中のものが既に5件存在しておりまして、平成14年度の出願件数は比較的多くなる可能性があると思っております。顧問弁理士による研修や特許相談を今後も着実に継続するとともに、研究者評価における評価基準に特許出願件数を盛り込むことによりまして、研究者の意識改革をさらに進めることを考えており、中期計画に定めた数的目標を達成することが可能であると考えております。その他の目標につきましても、平成13年度の取り組みを中期目標の期間を通じて着実に進めることにより、これを達成することが可能であると考えております。

以上、6項目で1回切らせていただきます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

以上は「研究成果の公開・普及及び技術移転のためにとるべき措置」という項目でございますが、御意見はございますでしょうか。

【委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【分科会著】 どうぞ。

【委員】 48ページのところで、13年度は5件であったその1つの理由として考えられることは、移行に先立って12年度、駆け込み的に5件ですか、2、3月の出願が5件となっているけれども、その理由は「移行を前に出願を済ませようとする動きがあったためと考えられる」ということになっております。これは通常はそうすると、出願できるような状況になっても、すぐ出願しないということなのですか。出願できるようになったら通常は出願する。したがって、駆け込みということは一般的にはあり得ないのかもしれない。知的財産権、いわゆる特許権の問題ですからね。あした期限だから明日までにやってし

まおうなどという形でできるものではないのではないかなと思われるのですが、それとの関連において、弁理士による定期的な研修ということは、あるいは出願は御本人がなさっているのですか。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 いえ、そうではないのです。おっしゃること、多分こういうことかと思うのですが、普段もゆっくりやっているわけではないのですけれども、このときは、独立行政法人になったら特許出願にお金がかかるようになるかもしれないという状況があったわけです。国のときには特許出願も維持もお金がかからないわけでしたけれども、独立法人になったらお金がかかるようになるかもしれないという恐れがあったので、さらに急いで駆け込み出願したと、そういうことなのです。結果は、独立行政法人になってもお金はやはりかからなかったので急ぐことはなかったのですが、その当時はそういう状況だったわけなのです。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 一言補足いたしますと、港湾技術研究所時代以来、私どもの研究者は何が何でも特許を取る、しかもできるだけ速やかに取るというところにやや欠けていたというところがあります。したがって、うまく取ればいいし、それもほかの仕事が一段落した段階で取ればいいかなという、ちょっと大げさに言っているかもしれませんが、そういう感じがあった中で、12年度の後半、年度末ぐらいには、今、申したように、独法になったらどういうことになるかわからないという危惧があったようで、それであわてて、急いでやったということでございます。

【委員】 まさに、多分そういうことなのだろうと思うのですね。本来、特許権ですから、出せる状態になったら即刻やらないと、人に取られてしまう可能性というものも当然出てくるわけでしょうし、それが今までは必ずしも迅速に行われていなかった。だから、逆に言ったら駆け込み的に一遍に出すことも可能であったということなのだろうと思うのですね。だから、そういう意味では今までの、それがあつた意味では弱いところだったのだろうし、それが今回、独立行政法人になって速やかに提出されるということも含めて、さらにその努力が行われればいいのかと思っておりますけれども。

【分科会長】 ほかに御意見はございますでしょうか、どうぞ。

【委員】 意見というよりも、ちょっと評価の仕方について伺わせていただきたいのですが、単純に数値的に見れば実績に達していない場合に、この評価は実施状況にないとしてメモのところでも、来年度には期待すると書くのか、あるいは1つの方法としては、実施状況にはあるとしておいて、数値的には満たないけれども、来年度にはという

ような方法にしていくのか、ちょっと伺わせていただければというのが1点。

それから中身的に、感想で言いますと、研究成果の公表ということに関しては本当に積極的に丁寧な作業を経て取り組んでおられるのは、私は大変大きく評価したいと思っておりますが、1つは、技術移転だとか大学への講師の派遣などに関して、多分要請も多いと思うのですけれども、そちらの研究所側から積極的に技術移転に進んでいこうという働きかけなどはなさっておられるのかということについて、全然違う2点の御質問をさせていただきます。

【分科会長】 最初の方は私の方からお答えいたしますが、実は、このメモというのは全く個人的なメモとお考えいただいて結構でございますので、どちらを書いていたいても結構です。集計のときには全然無視して、どこにも記録は残りませんので。

【委員】 そうですか。

【分科会長】 後に、この各項目について先生方の御意見をお伺いして、統一的な結論として、着実な実施状況にあるかないかを決めるということをしたしたいと思いますので、自由にお書きいただいて結構でございます。

【委員】 はい。

【分科会長】 2番目の御質問について。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 2番目の点についてですけれども、これは私個人の意見ということで、もしかしたら間違っているかもしれませんが、まだ独法になって1年しかたっておりません。これまでのやり方ですと、特に組織として何かそういった行為をするということではなくて、それぞれの研究者がそれぞれのところでいろいろな活躍をしてこういった結果になっているというのが実態ではないかと私は思っております。これから、独法という独立した1つの組織として何かもう少し積極的に考えていく必要がある、いくべきであるとか何とかという議論もこれからあるのかもしれませんが、これまでではそんなことだったのではないかと思います。

もしほかに御意見があれば……。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 13年度になって、12年度までのそういう状態に変化があったかどうかということについて答えた方がいいのではないですか。今の話というのは13年度のお話だったでしょう。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 はい、幾らかふえたのだと思います。実績が2名、2名ぐらいで、非常勤が2名で来ましたものが今度は少しふえましたので、やはりそれぞ

れ研究者もそういった積極的な気持ちがあった結果、こうなっているのではないかとは思
います。

ありがとうございます。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 私の個人的な意見としましては、幾ら講師で呼ん
でほしい、あるいは大学の助教授に呼んでほしいと思っても、それは呼んでいただけるわ
けではなくて、基本的にはやはり本人がよりいい研究成果をいかに出すかという、その努
力を怠ると恐らく全部だめで、基本的にはそこにあるのではないかと思いますけれども。

【委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ほかに御意見がなければ次に移りたいと思いますが、次は「研究者評価の実施のためと
るべき措置」からですね。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 はい、50 ページから2つグループにして説明させ
ていただきます。

50 ページ、平成 13 年度には、まず適切な評価基準について早期に検討を開始した上、
研究者評価の速やかな導入を図ることを目標といたしました。評価者と被評価者との間で
評価に関する意思疎通を図る等の措置を講ずることとしました。評価の結果は研究者の処
遇に適切に反映させるとともに、評価が研究者の独創性と創造性を伸ばすことにつながる
よう努めることを目標としました。

第1点目の赤い字のところはさっき書いてあったことと同じことで、平成 13 年度には
骨格案の作成にとどまりました。2つ目の点ですけれども、評価者と被評価者との間で評
価に関する意思疎通を図ることに関しましては、両者間の信頼関係の確立が何よりも重
要であると考え、評価基準等に関する研究者の意向調査を再三再四実施したほか、上述し
た骨格案において、被評価者に評価の方法を周知することや評価の結果を伝えること、さ
らに被評価者は自らの評価結果について説明を受け意見を述べることができること等を盛
り込んでおります。評価の結果を研究者の処遇に適切に反映させるとともに、評価が研
究者の独創性と創造性を伸ばすことにつながるよう努めることに関しましては、上述した骨
格案において、評価結果が優れている者に対する理事長表彰、研究費の重点的配分、希望
する海外の大学への公費留学の許可等の制度を導入する方向で検討しております。骨格案

においては、論文の投稿数、知的財産権の出願件数、自己の研究についての管理、競争的資金の導入実績、他機関との連携の実績、研究企画業務の実績、所内における研究上のリーダーシップ等、研究業務の多様性にも十分留意しつつ、幅広い評価基準を盛り込んでおります。研究者評価は少なくとも研究者の平成 13 年度における研究諸活動が完全に終了した後、具体的には平成 14 年 7 月には実施することとしております。このため、平成 14 年度に入り今日までの間に、骨格案をもとに研究者評価要綱及び研究者評価基準を確定するなど、本年 7 月から実施する研究者評価のために必要な全ての準備を整えております。この表現が以前の御説明とちょっと変わっております。

52 ページに参りまして、研究者評価システムの不断の見直しとその熟成を図ることにより、中期計画に定めた目標を達成することが可能であると考えております。

続きまして、53 ページのこれもまとめて説明させていただきます。「国土交通大臣の指示への対応」ですけれども、災害発生時等に専門家チームを速やかに組織して、現地に派遣する上で必要不可欠な情報連絡体制、指揮系統、初動体制、現地での具体的対応等に関するマニュアルの作成と、これに基づく予行演習の実施を目標といたしました。

災害対策基本法に基づく指定公共機関としての指定を受けておりますので、「独立行政法人港湾空港技術研究所防災業務計画」を定めまして、予想される災害の種別に応じて、「高潮・高波災害編」、「地震災害編」、「津波災害編」、「流出油事故災害編」、「研究所災害編」からなる「独立行政法人港湾空港技術研究所災害対策マニュアル」を策定いたしました。そして、このマニュアルに基づきまして、防災訓練を実施しました。予行演習を定期的実施して、防災業務計画及び災害対策マニュアルの習熟を図っていくとともに、所要の改善を加えていくことにより、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

ここで 1 回切らせていただきたいと思います。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

以上は「国土交通大臣の指示への対応のためにとるべき措置」という項目で、2 つの項目から成り立っておりますが、御意見はございましょうか。

【委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 51 ページのところで、研究者評価に関してなのですが、研究者評価の結果のフィードバックというのがいわゆるインセンティブということに関して大いに関連す

る部分だろうと思うのですが、計画によりますと、13年度研究活動が終了した後、具体的に14年7月に実施する。その結果が研究者に対するまさにプラス評価とか、マイナス評価があるかどうかわかりませんが、プラス評価みたいな形で行われる。それが研究費の割り当て等々に関して優遇と言いますか、見てあげるよということにつながっていくとした場合に、萌芽的研究とか特別研究というものの申請というのですか、こういうことをやりたいよということは何の時点で行われるのですか。いつも年間通して行われているのか、あるいは14年度にやることは13年度中に、15年度中にやることは14年度中にという形であるのかどうか。ということは、7月で実施した後で、事前と言いますか、13年なり14年、予算の前に提出しなければいけないという、来年度まで待たなければいけないわけですね。実際にその評価がプラスだった、その見返りというのは15年度の研究において優遇してもらえると、反映のさせ方によっては非常に遅いのかなというような気がしますけれども。

【分科会長】 お答えをお願いします。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 これまでの実態としては、萌芽的研究はその年に入って遅くない時期、特別研究については前年度のうちに公募し、採否を決定しておったわけですが、14年度からは、いずれも前年度の終わりぐらいに次年度の萌芽的研究と特別研究の公募及び採否を決定することとしておりますので、そういう意味では、これからは委員御指摘のようなその採択されたものが研究者評価に速やかに反映できるかどうかという、その点は何の問題もなくなります。

【分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【委員】 はい。

【分科会長】 それでは、次に行きましょうか。最後のブロックの項目でございますね。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 はい、55ページから説明させていただきます。ここからは内容が先ほどまでのようなものと違いますので、少し急ぎ足でさせていただきます。

55ページ、「予算」に関してなのですが、港湾技術研究所時代の業務等を踏まえ、予算、収支計画、資金計画について別表1、2、3の通り計画しまして、平成13年度補正予算により無利子借入金による実験施設の整備が認められて、一部変更を行っております。

受託収入及びその他収入の増加及び前者に関連した支出の増加はありますが、予算をも

とに計画的に執行しており、中期計画に定めた目標の達成が可能と考えております。それは56ページの表にあります。

57 ページ、「短期借入金の限度額」ですが、中期計画に定めた額と同様に3億円としました。平成13年度は行いませんでしたので、実績値は目標値に達しております。

58 ページ、「財産譲渡」ですけれども、これも該当なし、該当なしです。

59 ページ、「剰余金の使途」ですけれども、平成13年度は初年度でしたので、剰余金はありません。それで、目標は設定しておりません。剰余金が発生した場合は、中期計画に定めた用途に限り使用することを厳格に守ることで、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

60 ページに行きまして「施設・設備に関する計画」ですけれども、大型実験装置を効率的に稼働させるために、電気施設の整備を行うことといたしました。「沿岸化学物質メソコスム実験施設」が無利子借入金により整備できることとなりました。6,000ボルトと3,000ボルトの2系統でありました電源を6,000ボルト1系統に統一するとともに、16電気室を11電気室に整理統合するため、電気室3箇所の更新と5箇所の整理統合を行いました。「沿岸化学物質メソコスム実験施設」については、平成13年度政府予算の補正予算において認められ、平成13年度中に整備に着手することができました。電気施設の整備や「沿岸化学物質メソコスム実験施設」のほか、港湾空港関係研究施設等の整備、維持・補修等を引き続きスケジュールに則って着実に進めることにより、中期計画に定めた目標を達成することが可能と考えております。

62 ページ、「人事に関する計画」に行きまして、5年間で3人削減の目標達成に向けまして、13年度は1名削減を目指し、13年度末の常勤職員数を112名といたしました。平成13年度末に3人の常勤職員が定年退職したため、平成13年度末時点での常勤職員は110名となりましたが、平成14年4月1日には2名の常勤職員を新規採用したため、平成14年度当初の常勤職員数は112名となりました。

これで、実績値は目標値に達しております。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

今の項目に関しまして、御意見はございましょうか……。

もしなければ、全体を総覧いたしまして、質問し損ねたという感じがございましたらどうぞ御発言ください。

【委員】 1つだけお聞きしたいのですが、知的財産権の取得、特許申請の件で、例えば外部委託で国からの委託研究というものがあつた場合に、その業務の中で発生した知的所有権というのはどういう形で申請されるのですか。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 申請はこちらでやるかもしれませんが、その財産の所属ですけれども、基本的に国に所属という整理がされまして、しかし研究所との関係でもって相談して決めるというただし書きがついていると、そんな感じです。

【委員】 そうすると、少なくとも今年度の申請件数の中にはそういうものは含まれていない。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 そうですね、今年度、今、上がっている分については、そういうものはまだないようです。

【委員】 そうですか。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい、わかりました。

【分科会長】 それでは、時間の関係もありますので、次へ進ませていただきたいと存じます。

次は「自主改善努力」について評価を行いたいと思います。この基本方針でございますが、当該活動が意欲的かつ前向きですぐれた事例として認められる場合には、「相当程度の努力が認められる」と判定することとなっております。お配りしたこの評価シートの3ページ目の上のところに評価すべき項目が書いてございますので、これを御参考の上、評価としては認められるか認められないか、どちらかに丸をおつけいただくということになります。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 それでは、64ページからになりますけれども、5項目、続けて御説明させていただきます。時間の関係で、この赤い字も少しはしょって説明させていただきます。

まず最初、1つ目が重要図面情報の効率的活用についてですけれども、港湾技術研究所は、原紙の状態でもって、各種施設や設備・機械等の図面約1万2,000枚、最も古いものは昭和25年ですけれども、これらすべての図面を電子情報化いたしました。そこで、担当者は、この電子情報化された図面をさらに活用するために、市販の汎用ソフト（約20万円）を利用して、検索・出力するシステムを構築いたしました。

検索・複写作業にこれまでは数日から1週間の時間を要しておりましたが、パソコンで1～2時間で行えるようになりまして、業務の大幅な迅速化が図られました。専属的に配置していました1名の非常勤職員が不要となりました。一番下のところへ行きまして、研究者にとっては、研究報告書や論文作成時に必要となります図面について鮮明なものが短期間で入手できるようになりまして、研究業務の上からも効率性が向上いたしました。

65 ページに行きまして、2番目、実験施設の効率的な運用、電力使用のデマンドコントロールというものですが、契約電力が100kw大きくなりますと電力基本料金が年間約200万円アップいたしますので、港湾技術研究所時代には契約電力をできる限り低くし、1,400kwとしておりました。このため、大型実験装置を同時に稼動することができませんで、実験計画を日単位で調整し、お互いが重ならないように稼動させておりました。ところが、研究所本館の空調施設の電力約250kwがこれに加わりまして、これは短時間であれば休止しても問題を生じないということに着目しまして、これをバッファとして使うということで、研究所全体の電力消費をコントロールする方法(デマンドコントロール)を思いつきました。この方法によりまして、使用電力が契約電力を越えたときには、研究所本館の空調設備を自動的に停止しまして、その後使用電力が減少すれば空調設備が自動的に運転を開始することにいたしました。このデマンドコントロールの導入には約400万円の費用を要しましたが、1,650kwへの契約電力の変更をしなければならなかったことを考えれば、基本料金の増加額(年間500万円)から見まして、効果的でありました。この導入によりまして、研究所本館の空調が実際に一時的にストップしたことがあったのですが、中で働く職員は誰も気が付きませんでした。

67 ページ、3点目ですけれども、データ整理手法のマニュアル化についてですが、平成13年3月に完成しました環境インテリジェント水槽は、94台の不規則波造波装置と78台の入出水ポンプを制御しまして、さらには風も発生させることができます所内では最も操作の複雑な実験装置であります。これを1つの操作マニュアルにまとめました。実験の準備から実施、実験結果の整理までの全過程を含んだマニュアルで、非常にわかりやすい内容のものになりました。

効果といたしまして、誤操作がなくなり、安全性が向上しました。実験条件を正確に設定することができるようになり、実験精度が向上しました。担当者自身の理解度、習熟度が高まり、実験の準備期間が徐々に短縮するなど、実験の効率性が向上しました。人事異動に伴って新しいメンバーが来たときに伝承することに時間を要するというのも、本マ

ニュアルによって相当効率がよくなることが期待できます。

68 ページに参りまして4つ目、コスト意識の徹底に伴います漏水の発見と補修ということなのですが、独法になりましてコスト意識を徹底しまして、電気、水道の使用量の見込みを精査しましたところ、水道の見込みが実績を大きく下回ることに担当者が気づきました。それで、夜間に蛇口を全て閉じて毎分 65 ㍉の漏水を発見いたしました。試算しましたところ、漏水量は 2,900 トン／月となり、水道料金で約 100 万円／月になりました。それで、大至急に調査し、修繕を行いました。

効果といたしまして、平成 13 年度の漏水による水道料金は、1,000 万円程度にも達していたものと考えられます。これをどうして発見できなかったかという理由なのですけれども、研究所の敷地が海に接する埋立地であるために、漏水した水道水は地表には湧出せず、地中を經由して直接海に流出していたもので、発見がおくれました。これからは研究所内に水量計を設置しまして、コンピュータによる一括管理を行って、使用水量の監視を行おうと思っております。

69 ページに行って、最後の5つ目、「旅費管理を通じた研究管理」ですけれども、現地における調査・観測が非常に多い海洋・水工部では、旅費の管理を研究管理に活用することを思いつきました。それで、出張計画を研究実施項目ごとに、出張実績により研究の進捗状況を把握し、研究管理に役立てようとしたしまして、独自のプログラムを市販のソフト（エクセル）を用いてつくりました。

効果として、海洋・水工部内の出張情報が一つの電子情報ファイルで表示できるようになりまして、部長にとって研究の進捗状況を把握する重要な情報の1つになりました。この情報に基づきまして、海洋・水工部内の各研究室間の研究協力に当たってのスケジュール調整も適切に行われるようになりました。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、この評価シートに従って議事を進めておるわけですが、3 ページの一番上の5項目についての御説明を終わりました。これについて御意見がございましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

【委員】 補足資料の方の2ページにも独立行政法人になってからの新しいお取り組みということでさまざまなお取り組みが掲げられていまして、やはり独法になったからこそで

きた前向きなことというのがこの自主改善努力ということですのでごく大事だと思っているのですが、例えば先ほど剰余金に挙げたような事業収入の努力ですね。それはこの補足資料の方には挙がっているのですけれども、ここに挙がっていないのは何か……。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 自主改善努力というのが、こういう研究所としてよく考えて決定して大々的にやったようなことではないものを挙げなさいということになっているものですから、担当者がちょっと努力して非常にうまいことが結果として出てきたというようなものを挙げるつもりでこの5つぐらいが……。

【委員】 さっきから言われている工夫したことということですね。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 はい。

【委員】 ですから、これ以外にもこれだけ補足資料にあるようにさまざまにお取り組みもされていて、その中でも特に工夫の見られることはここにあるということによろしいですか。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 はい。

【委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 ほかにコメントはございませんでしょうか……。

それでは、今のところに丸、バツをおつけいただくということをよろしく願います。

次が「個別業務評価」ということですが、基本方針では個別具体の業務については独立行政法人がみずから責任を持って評価を実施するものである限り、本評価では法人の行う自己評価が説明責任を果たしているのかどうかという観点から総合的に判断していただきたいと思います。特段の問題なしと認められる場合には「良好」、それ以外の場合には「説明責任努力の向上を要する」という判断結果になるわけですのでございまして、それはこの評価シートの3ページの最後のところを書いてございます。この観点はそこに①、②、③と3つ並べて書いてありますので、これをごらんの上、御判断いただきたいと思います。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

【独立行政法人港湾空港技術研究所】 それでは、第Ⅱ部の個別業務評価、ここでは「研究業務の評価」ということですのでけれども、これにつきまして、御説明させていただきます。

ここはまた同じように赤で書いてありますけれども、正確に書いてありますが、ちょっとくどくてわかりにくいという面もありますので、補足資料の4ページ、5ページ、6ページぐらいを使って説明をさせていただきたいと思っております。

本文の方の1ページめくって、まず71ページから始めさせていただきたいと思いますが、真ん中辺、(3)研究評価のシステムということで大枠を書いております。評価の対象は研究実施項目、特別研究及び萌芽的研究、この3つです。それから、「港湾空港技術研究所研究評価要領」に書いてありますが、事前・中間・事後の3つの時期において評価を行います。それから、部内、内部、外部ということなのですが、3段階の評価を行います。ということがこの1章の内容でございます。

73ページのフローでもって説明させていただきたいと思いますが、部内、内部、外部というのは、まず部内評価会、これは各研究部長を委員長とし、研究部内の全室長、主任研究官等主要研究者で構成いたします。研究部ごとに設置いたします。そして主に学術的視点から審議、評価を行います。部長が評価結果を内部評価委員会に報告いたします。ここでは理事長を委員長とし、理事、統括研究官、各部長、特別研究官で構成いたします。そして主に研究所の使命、目標実現の視点から審議、評価を行います。理事長がこの評価結果を外部評価委員会に報告いたします。外部評価委員会は、海洋・水工・地盤・構造、施工・制御技術、及び空港の各分野の外部専門家によって構成いたします。これは第三者による客観的な視点及び専門的視点から審議、評価を行いまして、ピアレビューの性格を有するものであります。72ページの一番下のところに外部評価委員の先生、6人の方の名前が挙げてございます。

今度は補足説明資料をあけて見ていただきたいと思いますと思うのですが、4ページのところで、「研究評価の実施方法」ということを書いております。事前評価、中間評価、事後評価、それぞれに表になっておりまして、部内評価会、内部評価委員会、外部評価委員会で研究実施項目、特別研究、萌芽的研究について審議いたします。それで、事前評価と事後評価では萌芽的研究は部内評価では評価いたしません。部内評価で学術的視点からバツをつけるということがないように、ここでは評価しないことにしております。それから、中間評価につきましては、萌芽的研究というのは1年間のものを原則としておりますので、中間評価は行わないというバーになっております。このような形で評価を行うというのが実施方法の内容でありまして、この内容を詳しく書いたものが76ページと77ページに、その内容も入れて書いております。76ページは事前評価と中間評価に対するものでして、研究実施項目、特別研究、萌芽的研究に分けてそれぞれ部内評価、内部評価、外部評価ではどういうことをやるということを書いております。77ページは事後評価、研究が終わった段階での評価として同じように書いております。

このような評価の結果の公表について、78 ページから書いております。研究計画の概要の公表ですけれども、国民に対し、研究のアウトカムについてわかりやすく説明するとの観点から、研究計画を研究テーマに沿って整理するとともに、内容を研究のアウトカムを中心に平易に記述した各年度の「研究計画の概要」（先ほどの別添資料3がこれです）を作成し公表いたします。

研究所のホームページに上記の「研究計画の概要」のほか、特別研究に関する評価に関し外部評価委員会の評価結果等の情報を掲載いたします。このインターネットを通じた評価結果の公表は研究評価要領に明記しておりまして、研究所が行う研究評価について広く国民への説明責任を果たすシステムとしております。

ここまでがシステム、方法についての説明で、79 ページから第2章「平成13年度の研究業務に関する評価」として実績を書いております。

初年度であります平成13年度の研究業務に関する評価は、幾つかの点で第1章で述べました評価制度とは異なることとなりました。それをわかりやすい形では補足資料の5ページに丸、バツ、三角で書いております。

これは80ページから少し内容的に即して説明させていただきたいと思うのですが、80ページの2の「研究実施項目に関する事前評価」といたしまして、これは平成12年度のうちに各研究部において議論しておりましたので、これは部内評価会での評価に相当するものと考えられます。そして、80ページの中程に・から◎まで5つの視点が書いておりまして、これで、125の研究実施項目をいずれも適切なものであると判断した、さっきも申し上げましたけれども、これも12年度中に行ったことでありまして、内部評価委員会での評価に相当するものと考えております。これが補足資料の方の一番上の表、「平成13年度研究の事前評価の実施状況」というところで、研究実施項目につきまして部内評価が三角、内部評価委員会が三角ということの内容であります。これは外部評価委員会は残念ながら行っておりませんので、バツです。

その結果、本文の80ページに戻っていただきまして、枠で囲みました「研究分野に対応した研究実施項目」、これは従来の研究所の分類、研究計画に即した資料をまとめたものなのですけれども、125項目がこのような格好で各研究部、研究室の担当だということで研究を進めております。

81ページの中ほどから下のところですが、平成13年3月、昨年3月のこの独法評価委員会で研究成果の活用、アウトカムの重視ということを指摘いただきました。そ

れに対しまして、4月以降、各研究実施項目についてアウトカムの視点からの記述を追加しまして整理を行った結果を「平成13年度研究計画の概要」（これが別添資料3の内容です）としてまとめ、評価しましたけれども、125の研究実施項目とその研究内容ということにつきましては、変更はありませんでした。

それで、その結果、82ページから、「研究テーマ及び研究項目に対応した研究実施項目」としまして、中期目標の重点項目の分類に従いました分類でもって、これは86項目になりますけれども、ここの中に分類して書いております。視点の④から・までのどれによってここに取り上げたかということも書いております。

86ページに参りまして、「特別研究に関する事前評価」ということなのですけれども、平成13年度に実施しました特別研究は4件で、このうち2件が新規着手案件でありました。新規着手案件に関しましては、平成12年4月に開催された外部評価委員会で審議しておりまして、提案された以下の6件、これは評点に大小はあるものの、すべての案件が港湾技術研究所が取り組むべき課題として適切であるとの評価結果をいただきました。それで、平成13年度の年度計画策定に向けた作業の過程で、上記6課題について港湾技術研究所幹部による審議・評価を行い、重点研究領域の研究テーマに該当するとともに、緊急性を有する課題として、①番と⑥番の2件を選定いたしました。平成12年度に実施していました2件の特別研究課題についても、同様の視点で審議・評価を行いまして、平成13年度計画に位置付けました。87ページ、88ページに評価の結果も含めて書いております。補足資料の方の5ページを見ていただきますと、13年度研究の事前評価の特別研究の欄で、部内評価は三角、内部評価は三角、外部評価は丸ということがこれの内容になっております。

89ページから「萌芽的研究に関する事前評価」ですけれども、萌芽的研究につきましては、「平成13年度指定研究（シーズ発掘型研究）実施要領」というものをつくっております。8件の応募がありまして、これらの応募案件について、平成13年6月19日及び26日に開催した内部評価委員会におきまして、応募研究者の説明を受け、萌芽的研究にふさわしい研究かどうかについて要領に基づいて審議・評価いたしまして、その結果をもとに、理事長が次の5件について採択することを決定し、予算配分を行いました。それが90ページから92ページの5件で、一番下のところに評価の結果も入れて書いております。補足資料の5ページの萌芽的研究のところでは、部内評価はバーで、内部評価委員会は丸、外部評価はやっておりませんのでバツ、それがこの内容でございます。

本文の 92 ページに戻っていただきまして、「中間評価及び事後評価」ということについてなのですが、平成 13 年度に実施した研究に関する評価は、基本的には事前評価に位置づけられるものであります。なお、特別研究のうち継続案件である 2 件に関しては、中間評価を行っております。また、平成 13 年度に実施した研究に関する事後評価というのは、平成 13 年度の研究業務が終了した後で、平成 14 年度に行うこととなります。なお、研究所の研究について外部機関による評価結果とも言える各種学会表彰等の実績を参考までに別添資料の最後、8 に示しております。

補足資料の 5 ページの真ん中のところ、平成 13 年度研究の中間評価の実施状況というところでは、特別研究の内部評価委員会のところに三角、それから研究実施項目につきましても、これはちょっとしたものが三角でありましたので、三角を入れさせていただきまして、あとはバツです。13 年度研究の事後評価の実施状況は、先ほど申しましたように 13 年度には実施しておりません。

参考までに、この一番下で 14 年度研究の事前評価につきましても、13 年度に全部やりましたので、全部丸というものを参考に示させていただいております。

補足説明の 6 ページは 12 年度にやった、13 年度にやったとかということがちょっとわかりにくいので、時間的に整理させていただいておりますものが 6 ページであります。

最後ですけれども、92 ページに戻っていただきまして、6 番の「評価結果の公表」といたしまして、事前評価を経た全ての研究実施項目が記載された平成 13 年度研究計画についてアウトカムの視点から整理しまとめた「平成 13 年度研究計画の概要」（別添資料 3）を、研究所のホームページに掲載し公表しております。平成 14 年度に新たに実施する特別研究についても、外部評価委員会で評価した結果をインターネットを通じて公表しております。

以上述べましたけれども、この個別業務評価の判断基準の 3 つの点ですけれども、これに対しまして、私たちが考えておりますのは、別添資料 2 の棒グラフのスケジュール、これに従って見直しをしながら、中期計画に沿って研究を実施しているということ、それから別添資料 3 の概要にありますように、国民にわかりやすいようにアウトカムの視点を意識して研究を実施していること、それらをホームページに掲載し、公表していること、それから、研究の評価の体制といたしまして、3 時期、事前、中間、事後、それから 3 段階、部内、内部、外部の 3 段階でしっかりした評価体制をつくっていること、以上のことから、私たちはこの判断基準にありますような点について、しっかり行っていると考えている次

第であります。

以上で説明を終わります。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

かなり駆け足で御説明いただいたわけですが、質疑応答に移りたいと思います。何か御意見がございましたらよろしく願いいたします。全般にわたってでも結構ですが……。

それではどうでしょうか、評価シートに丸、バツをつけていただくわけですが、これは事務局で一たん集めていただきまして、メモのところは無視いたします。この評価の部分についてのみ集計をさせていただきまして、それを先生方にまた配付をして、委員会としての意見の取りまとめをこれから実施したいと思います。

それでは、10分程度を目安として休憩をとりたいと思います。4時5分から開始ということにしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。10分ばかり休憩でございますので、どうぞ御自由に。

[暫時休憩]

【分科会長】 それでは、委員の皆様おそろいになりましたので、再開したいと思います。

今まで御説明をいただいて、丸か三角かバツか知りませんが、つけていただいたものが集計されて出てきております。これをざっとごらんになった上で国土交通省、あるいは独立行政法人側に質問がございましたら、今お願いしたいと思います。

もしなければ、委員の方だけで最終的な審議をして、評価結果をまとめたいと思いますので、国土交通省の方、それから独立行政法人の方は御退席していただいた方がいいと思いますので、どうぞよろしく御協力をお願いいたします。

[国土交通省・独立行政法人関係者退室]

【分科会長】 実は、速記の方と、連絡用ということで事務局の方にお一人お残りいただいておりますので、御了解いただきたいと思います。

先ほどから長いこと辛抱強く聞いていただきまして、どうもありがとうございました。

評価シートを書いていたものを集計したものが3枚にまとまっておりますが、最初にちょっと申しましたように、時間を節約するという意味から、効率よくやるという意味で丸、バツをつけていただきまして、丸がそろっているものについては皆様方、ポジティブな御返事をお持ちだと解釈して、この評点を丸としたいと思いますが、それでよろしゅうございますね。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 ブランクのところがございます、もし何か御意見がございましたらこの辺をちょっとお伺いして、その上でこの評価委員会全体の意見を取りまとめたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 5番と6番は、実は丸をつけなかったのは、5番が58ページ、6番が59ページですか、58ページと59ページなのですけれども、58ページは重要な財産の譲渡、担保、これは中期計画、年度計画とも「なし」なのですね。ですから、評価対象に該当しないかなど、目標を着実に達成すると見込むかどうかということに関してですね。

【分科会長】 そうですか。

【委員】 もともと評価の対象とするものがないから、意見を述べる対象でもないのかなという感じでブランクにいたしました。また、6番もそういう意味では全く同じなのですが、もともと剰余金がないわけですから、その用途について評価のしようがないということによってブランクにしてあります。

【分科会長】 そうですか、わかりました。

何かございますか。

【委員】 全く同じです。両方とももともと年度計画に何もないので、評価に該当しないのかなと思いました。

【分科会長】 なるほど、そうですか。その辺はちょっと気がつきませんでした。わかりました。

これはどうしてここへ上がってきたのでしょうかね、ちょっと聞いてみますか。

【委員】 これは中期計画ですか、最初的时候にもお尋ねしたのですが、結局なくても網羅的に項目が書いてあるから……。

【委員】 通則法で項目があるので、書かざるを得ないということだと思っております。

【分科会長】 そうですか。

【委員】 だから、あってもなくても書いていますということでしたので。

【分科会長】 そうですか、わかりました。

【委員】 これは多分剰余金の方は、14年度は出てきますね。

【分科会長】 そうですね、来年度は出てまいりますね。わかりました。

それでは、業務実績評価の方は全部トータルしますと、29 全部丸とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 そうしましたら、これは先生方のお手元にはなかったですか……。これは実は私のところだけにありまして、結果をここに書きまして、後でコピーしたものをお配りして、再確認いたすということにしたいと思います。

それでは、実はここにその他のコメントがもしあれば書いてくれということになっておるわけですが、これはいかがいたしましょうか。

【委員】 もし何か書くとすれば、一応順調に来ていると思いますので、本年度の成果を踏まえて、中期計画の目標に向けて順調に取り組まれているとか、もし何か書くとすればそういう言葉かと思いますがけれども、書かなくてもいいのかもしれない。

【分科会長】 そうですか。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 厳密に見ると2点、数値目標で達成していないのがありますね。特許の数と、それから英文の論文の割合なのですけれども、英文の方はもともとの母数がすごく多かったの、実数はふえていて、ただ割合は達成していないということだけなのですね。

【分科会長】 50%に達しなかったのですね。

【委員】 それから、特許の方はそういう諸々の事情があったのですけれども、厳密に数値目標で評価していけば、その2点は目標は達成していないのですが、この中期計画の達成に向けて着実な実施状況にあるかどうか、つまり、年度目標は達成していないけれども、中期計画の達成に向けて着実な実施状況にあるかと言えば、それぞれ対策を皆さんされていますから、それで「ある」という判断をしたのだと思いますので、その説明を入れるか入れないか、つまり、総務省の委員としては、各省庁の委員がきちんと見ているかどうかということ結構シビアにしていかなければいけない役割を担っているようなのですね。

【分科会長】 そうですか。

【委員】 それで、そこまで書いた方がいいのか、いや、そこまで皆さんお気づきにならないかもしれないから、そのままで行った方がいいのか、実は悩んでいるのです。

【分科会長】 そうですか、しかし、その方がよければ書いた方がいいような気がします

がね。ただ、説明なしでは、うまく書かないと、説明がやはり必要ですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 確かに特許の件というのは難しいと思うのですね。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 皆さんがどう判断されるか、ただ、結局あれだけの目標があったからこそ弁理士のアレンジをしたり、研修会をしたりということで非常に迅速に対策をしていらっしゃるわけだから、そういう意味では5年先の計画に向けて着実に進んでいってほしいと。

【分科会長】 これは数値目標の中に入っているのですね。

【委員】 入っていますね。

【分科会長】 どういたしましょうかね。

これは問題になりますか。

【委員】 どこまで各委員が……。

【分科会長】 問題になって、これを読めば、説明をわかっていただけると。

【委員】 わかられると思います。ただ、そこに委員会としてどこまで客観的に厳しく判断したかどうかということの姿勢が、ただまあまあいいから通したのではなくて、きちんと気づいてそこをしていますということをどう伝えるかということだと思うので、余り細かく書く必要はないのかとは思っているのですけれども。

【委員】 それぞれが独立行政法人でやはりかなりレベルが違っていて、この港湾空港技術研究所の場合には非常にレベルが、独立行政法人になられる前から相当に取り組んでおられるところもあるので、目標設定も高くなっていると思うのですね。ひよっとすると、そうではないような独立行政法人に関してコメントなしで丸になっている可能性もあるかもしれないのですね。これはちょっとあれですけれども、ほかのところなどは……。

その辺を、ここはだからそういう意味で逆に厳しく評価もしていますということを書かれた方が逆にいいのかもしれないかなとは思っているのですけれどもね。そういうところの努力もすごく評価もしながら、達しないところもあるけれども、そういう意味で逆に期待をしてというようなことというのは書いておかれた方がいいのかもしれない。

【委員】 最終的には中期目標の達成であって、単年度目標が1つ1つ細かくできた、できないということではなくて、それは1つの指標として、チェックポイントであって、実質的には達成に向けていっているという判断をそれぞれしていますので。

【委員】 そうですね。

【委員】 ここは目標自体が 10 件程度を目指すということですね。特に、特許の出願について、それを毎年必ず厳格な数値目標として考えるべきかどうかというところがむしろ問題で、やはり御説明もあったように、触れるというのはある意味で自然なことなのだろうと思うのですね。だから、余りその点に関して数値目標、まあ英文のものも同じなのですけれども、数値目標に達していないということ自体がシリアスな問題だという感じは余りしないのですね。だから、むしろそういうところで数値目標化すること自体の意味というのが何なのかという、だから、それにしても何かコメントはしておいた方がいいのかもしれないですね。

【委員】 私も他の独立行政法人の中期目標、中期計画はよくわからないのですが、少なくとも我々が今まで感じている感覚から言えば、ものすごく努力しておられて、これはトップランクの独立行政法人だと思いますね。

【委員】 そういう高い評価も含めて、何かコメントを書いておかれたらいかがでしょう。

【分科会長】 そうですか。実は、コメントを書くところがまだほかにも幾つかございまして、今のものは業務運営評価でございますね。それから、次が自主改善努力についてのコメントですね。もう一つは個別業務評価に関するその他のコメント、それからあと全般的なコメント、実はこの3つあるのですね。今、御相談しているのは、業務実績評価に関するコメントであるわけですが、そうですね……。

【委員】 こういうことは言えないでしょうか、非常に高いマネジメントをしていらっしゃるって、幾つか年度計画の目標が諸々の事情でクリアしていないものもあるけれども、その目標管理の仕組みをむしろうまく活用して、改善に向けてさらに努力していらっしゃるの非常によくわかるというか、あるいは私どもとしての認識は、その数値目標というのは途中のチェックで、達成するためにしているの、それを非常によく活用していらっしゃるというようなところが言えるのかと思いますけれども。

【委員】 これを総務省に出すときの形式というのはどうなのですか、網羅性とかいろいろなことが書いてありましたでしょう。

【分科会長】 いや、この3枚だけなのですよ。

【委員】 3枚だけなのですか。

【分科会長】 はい。

済みませんが、この3枚の用紙をコピーして持ってきていただけますか。全部で6枚でいいです、私は持っていますから。

【委員】 総務省が各独法評価委員会から来たものを再評価するというか、そのときの基準みたいなものに網羅的に評価しているかどうかみたいな面は入っていたような気がするのですね。それで、もしかして先ほど個人別でチェックしたような形式の形で行く場合と、要約した形で行く場合とはまた違うのではないかと思うのですね。個別で全部行ったときに、そこに丸がついていると言ったら、なぜ 10 が目標で 5 なのにそうなのだというコメントがあるいは必要なのかもわかりませんし、トータルで要約していけば、トータルの中で評価したからなのだという理解ができるのかなという気もしますけれども。

【分科会長】 実は 2 つございまして、個別に先生方に丸をつけていただいたものを総括して順調とかおおむね順調とか要努力とか、こういう形で書く部分と、それプラスコメントの欄があるわけですね。コメントのところに総体的な御意見を集約して書けばいいと、こう思っているのです。それから、業務評価についても良好か要努力かということにつきまますね。それで、御記憶があると思いますが、最終的にはこれが総まとめになりまして、順調な場合には 2、おおむね順調の場合には 1、要努力の場合は 0、それから個別の業務評価の場合には 1 と 0 ですね。足して、3、2、1、0。その数が外へ出て行く、こういう形になるわけですが、そののさらに最後のところにコメントを書く欄があるのですね。それについて今御相談しているということなのです。

【委員】 済みません。

【分科会長】 はい。

【委員】 そういう意味では、国交省が出している業務実績評価に関する基本方針の 5 ページのところに、まさしく今私どもが議論していた業務運営評価の個別項目ごとの認定の 2 つ目に、「その際、当該年度の実績値を単に形式的に見て認定するのではなく、着実な実施状況にあるか否かを実質的に検討することとする」ということですから、目標値に達していなくても、合理的であれば OK というのが書かれていて、このスタンスで私どもはしているので、そういう意味では問題はないと思っはいますので、だから……。

【分科会長】 この文章はちょっと書いておきますか。

そうすると、まず最初のところについては……。

【委員】 このコメントのところにこれをそのまま、そのままというか、例えば「特許出願件数については、実績値が目標値に達してはいないが、その理由及び次年度以降の見通しが合理的であると認めるので、着実な実施状況にあると認める」とか、そういうふうに繰り返して書いておいたら、少し言葉を換えて書いておけばそれでいいのかなという気も

いたしますが。

【分科会長】 それでよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 これに何と書いてあったかですよ。

【分科会長】 特許のところは、10 件のところが5件だったということですね。それで、13 年度の一番最後のところに14 件出してしまったので、今回は減ったと。それから、年度ごとに非常にばらつきがあるということは指摘しておくということですね。

【委員】 国立大学でも特許の話が最近よく出ているのですね。それで、やはり研究の進展との絡みがあって、出るときはたくさん出て、ちょっと出ないときはやはり出ないのですね。ですから、私の個人的な感触としては、数値があるかないかというそういう濃淡であって、数が少ないからというのは、それは1つの結果でしょうけれども、やはりいささか長い目で見ると、中期的にとらえればいいのではないのかなという気はするのですけれどもね。

【委員】 そうですね。私もそう思います。

【委員】 私も全くそのとおりだと思いますが、これは出願件数ですね。まあ、出願でしかとらえられないのだけれども、出願件数というのは、それはやはりなるべく、まあそのこと自体をどう考えるかは別にして、件数を多くしましょうねということ自体が目標だということでもあるわけですね、出願の件数を。だから、それが実質的に、実態的にどれぐらい価値のある特許として認められるか、認められないかということとは余り関係ない数値目標になっているわけですね。だから、そういう意味ではなるべくそういうふう全体で件数を多くしましょうねということ自体が目標だと考えれば、その件数がやはり欠けているということ自体は何かコメントしておいた方がいいのかもしれないという気がするのですね。

【分科会長】 わかりました。

【委員】 実質的な意味は私も全くおっしゃるとおりだと思うのですけれども。

【分科会長】 それでは、先ほどの5 ページのところに戻りますけれども、「特許の件については、実績値が目標値に達していないけれども、その理由については十分な説明がなされ、中期計画の達成に向けては着実な努力と実施状態にあると認められる」ということをここに書いておきますか。

【委員】 そうですね。

【委員】 「次年度以降の対策もなされており」というふうに……。

【分科会長】 「次年度以降の対策もなされており」ですね。

【委員】 はい。

【分科会長】 今のこと、作文をよろしくお願いいたします。(笑声)

【委員】 はい。

【分科会長】 それからもう一つ、論文数がございましたね。

【委員】 英文のですね。

【分科会長】 英文の、50%の件ですね。この項目はどこでしたかね。

【委員】 37 ページ。

【分科会長】 研究成果の発表ですね。

【委員】 実績値 44%というものですね。

【分科会長】 そうですね。「英文論文数の全論文に対する比率に関しても目標値を下回ったけれども、全体数が大幅に増加しており、次年度及び中期目標を実現する努力は十分に認められる可能性があると考え」と、そのぐらいでよろしゅうございますか。

【委員】 数値は、目標は 33 なので、全体が 65 で 50%ということは半分で 32.5 編だから、33 以上あればいいわけですね。それが 42 出ていますから、実数値ははるかに目標をクリアしている、ただ比率が言われているように……。

【委員】 比率の書き方が悪いのですかね。

【分科会長】 比率は 44%なのですね。

【委員】 そうですね。

【分科会長】 ですから、この分については、それでは本当のことを書きましょうか。ただ、「論文数そのものについては目標値を大幅に上回っているけれども、比率に関しては目標値に達しなかった」と書いて、「ただし、次年度及び中期目標を達成する意欲は十分にあり、その実現の可能性はあると認める」というぐらいの内容ではいかがでしょうか。

【委員】 最初のところが「論文数は大幅に上回っているが」となっていましたけれども、「いるが、それゆえに比率が達成できていない」とした方が、ちょっと、済みません。

【分科会長】 そうですね。最初の「論文数自身については目標値を大幅に上回って、努力の成果が」……。

【委員】 逆にしたらよろしいのではないですか、「比率については」というのを先にして、「比率については下回っているが、実数は大幅に上回っている」という書き方がよろ

しいのではないでしょうか。

【委員】 そうですね。

【分科会長】 そうですね。では、「英文論文数の比率に関しては、全体の論文数の目標値を大幅に上回っているけれども、比率という形で表現した場合には目標値を下回っている」と。

【委員】 いえ、私が申し上げたのは、「英文論文の比率は目標値を下回っているが、英文論文の実数で考えれば、むしろ目標よりは多くなっている」という形で議論を整理された方が……。

【分科会長】 そうですね。それをまず述べて、あと「次年度及び中期目標に関しては十分に実施の可能性を認める」と、それでよろしいですね。

【委員】 はい。

【分科会長】 わかりました。

それから、今お配りしました紙の5ページをちょっとお開きいただけますか、ここの左の上に「順調」とございますね。ここへ丸をつけさせていただきます。それで、「その他のコメント」と書いてございますが、この中に今、議論しておりました2つのことについて記入するというようにさせていただきます。

次に、6ページ目に参りましょうか、この「アカウントビリティ評価」ということでございますが、委員の皆様はすべて丸を……。

【委員】 済みません、5ページでよろしいですか。

【分科会長】 はい。

【委員】 その他のコメントですけれども、「判断要領」のところを見ますと、「なお、その他委員からの特筆すべきコメント等があれば、下欄に記述する」という感じになっていますね。総合的なコメントではなくてというようには読めないですか。「特定の委員からの特筆すべき」ということではないでしょうか。

【分科会長】 ただ、書くとすればここしかない。

【委員】 ええ、そうなのですね。

【委員】 この1枚目から2枚目に、各項目のところで丸をつける欄がありますね。その一番最後のその他のコメントというのがありますね。

【分科会長】 ここですか。

【委員】 その右端。

【委員】 ここに「その他のコメント」というところがございますが……。

【分科会長】 それは出さないのです。

【委員】 こっちは出さないのですか。

【分科会長】 出さないのです。この3枚だけ出すのです。

【委員】 そうなのですか。

【分科会長】 3枚がすべての意見を集約したものとして……。

【委員】 3枚ということは、5、6、7ページということですか。

【分科会長】 そうです。この3枚だけ出すのです。

【委員】 そうですか。

【分科会長】 今の件は、さっきのことを書いていただくのはいいのではないのでしょうか。

ここはそういうことにしまして、次に6ページを開いていただいて、「判断」のところは「良好」というところに丸をつけます。それから、「要努力と判断した場合」のところのコメントはございませんので、ここは空欄にいたします。その下に、「なお、その他委員から特筆すべきコメント等があれば下欄に記述する」ということになっておりますが、ここはいかがいたしましょうか。

これは事前評価、中間評価、事後評価、それから評価も3段階に分けてやっておるというところに関係した問題なのですが、ちょっと待ってください、最初の……。

【委員】 これはエビデンスもかなりしっかりしたものが用意されていますね。中の一部は我々専門家以外の方もわかるような表現で書かれていますから……。

【委員】 そうなのですね。この別添資料3の「期待される成果の活用」というところがほかの研究所にはない、一般国民に非常にわかりやすい記述がされているということは、研究者の方がいかに目的志向で研究に取り組んでおられるかということのあらわれであるということが言えると思うのですね。

【委員】 そういう気がしたのですけれども。

【委員】 書くとしたらほめるというか、非常によろしいという趣旨のたぐいのことを書いていただいたらよろしいのではないかと思います。

【分科会長】 そうですか。

【委員】 どのように書けばよろしいのですか。

【分科会長】 今おっしゃったことをもう一回おっしゃっていただいて。

【委員】 おっしゃってください。よろしくお願いします。

【委員】 「各研究についての期待される成果の活用」、カギ括弧ですね。「期待される成果の活用」が一般国民にとって大変わかりやすく記述されており、目的志向的に業務遂行されていることがわかる」。

【委員】 ちょっと待ってください。「各研究に期待される成果の活用が」……。

【委員】 「国民にとって大変わかりやすく」……。

【分科会長】 「大変わかりやすく記述されており、目的志向的に」ですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 「実施されていることがうかがえる」、それでいいですね。

【委員】 はい。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

【委員】 「目的志向的」に何でしたっけ。

【委員】 「目的志向的に業務が遂行されている」。

【委員】 「業務が遂行されている」。

【委員】 はい。

【分科会長】 それからもう一つ、7ページに返っていただきまして、この真ん中に「自主改善努力について」というのがございますね。ここについてはどういたしましょうか。

【委員】 2つありまして、まず1つは具体的にコスト削減が金額的に出ていますから、実質的な成果が財務的にも出ているということと、それから取り組みの仕方が研究所ならではの、そういう研究者の方々の創造性とか、工夫とか、性能向上への取り組み意欲とかが非常に生かされた改善努力だと感じているのですけれども。

【委員】 これはしかし、毎年、毎年出てくるのですよね、同じものが。

【委員】 いや、どこか途中でとまるのではないですか。ある程度まで改善が行ってしまうと……。

【委員】 永遠によくなるということはありません。(笑声)

【委員】 しばらくは続くと思いますよ。

【委員】 余り1年目にいいことばかり書くと……。(笑声)

【分科会長】 私もそう思ったのですけれどもね、少し小出しにした方がいいのではないかと。(笑声)

【委員】 ただ、結構個別的な問題ですね。

【委員】 こういうのは多分次々と出てくる。

【委員】 次々に出てくるというような、これはもう次は出てこないだろうしということでは完結していますね、それぞれが多分。だから、毎年いいことを見つけるのが大変だということはあると思うのですけれどもね。

【分科会長】 まあ、いろいろまだ何かやっているという話も聞いていますから、出てくると思います。

さっきおっしゃっていただいたように、「実質的な成果が財務的にもあらわれている」ということ、それから、「各研究者の意向が改善努力に反映されている」、そのぐらいを書かせていただいてよろしいでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 それでは、よろしくをお願いします。

【委員】 正しく書いているかどうか自信がありませんので、後でまた直してください。

【分科会長】 はい。

最後、その他のコメントになりますが、「特筆すべきコメントがあれば」ということですから、ここは「なし」でよろしいですか。もうかなりいろいろなおほめの言葉をいただきましたので。

【委員】 一言もし申し上げるとすれば、独立行政法人になったことのメリットを生かす努力をさまざまところでされていらっしゃるというのは。

【分科会長】 なるほど、それは確かにありますね。

【委員】 はい、組織とか人材の柔軟な活用だとか、旅費の問題だとか、やはり、なったからこそできることというのをかなり積極的に取り組んでいらっしゃる。

【委員】 私も全体としてすごくパフォーマンスが高いということは書いてもいいのかなという気がしますけれども。

【委員】 今まで国の機関だったときのネックというのは、組織を変えたり、人を採用したり、旅費を出したりというものががんじがらめだったところが、研究機関にとっては非常に苦痛だったのが、そこが一番……。

【分科会長】 確かにそれはありますね。

【委員】 例えば、漏水の問題などは、今までだったら違うなということで終わっていたかもしれないですね。だけれども、自分の懐が痛むかもしれないから一生懸命やったということで、そういう意味ではまさに。

【分科会長】 それでは、私の私案ですけれども、「独立行政法人になったことのメリット

を十分に生かして、全般的に大きな成果を上げている」ということでは言い過ぎでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

【分科会長】 そのぐらいですかね。

そうしますと、今、書いていただいておりますので、7ページをもう一度確認したいと思いますが、業務運営評価は2、個別業務評価は1、総合的な評価は3ということにしたいと思います。

【委員】 ちょっとコピーをお願いできますか。私、正しく書いたかどうか、全く自信がありませんので、一応部会長に見ていただかないと。

【分科会長】 これは時間節約でざっと見ていただきましょうか。これは最終的なものということで、もし文章など補足すべきところがあったら、どうぞ御指摘くださいませ。

【委員】 これで結構だと思います。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【分科会長】 と共に……。 「共に」というのはこういう字を書くのですか。

【委員】 最近は一らがなですね。

【委員】 あるいは、「同時に」の方がいいかもしれませんね。

【分科会長】 そうですね、「同時に」。

よろしいですね。それでは、一応これをごらんいただきましたので、お認めいただいたということにいたします。

それでは、この評価結果を国土交通省独立行政法人評価委員会、委員長は木村先生でいらっしゃると思いますが、委員長に御報告をするということにいたします。その後、しかるべく公表されるものと思います。

それでは、皆様をお呼びしていただけますか。

〔国土交通省・独立行政法人関係者入室〕

【分科会長】 それでは、評価委員会の結論が出まして、それを向こうにお渡しいたしましたので、私どもの役割は一応終わりました。

事務局の方にお返しいたしますので、どうぞ。

【事務局】 委員の先生方におかれましては、大変長時間にわたりまして、御熱心な御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

本日、冒頭に申し上げましたように、きょうの分科会の結果の扱いでございますけれども、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則にのっとりまして、後日、木村委員長に御報告をし、了承をいただいた後に、国土交通省独立行政法人評価委員会として最終的に確定することになってございます。

また、本日の分科会の内容等につきましては、これも冒頭に申し上げましたが、議事の公開についての方針に基づきまして、議事概要というものを作成の上、速やかに公表することとさせていただきたいと存じます。

ただし、主な意見について記載をさせていただくわけでございますけれども、これも先ほど申し上げました評価委員会、本委員会の委員長への報告、承認というのがまだこれからということでございますので、評価の結果に関します記載というのはいたさないという方向で考えてございます。

なお、最終的にできます議事録につきましては、後日その内容の確認をしていただくべく、委員の先生方、各委員に送らせていただきますので、大変お忙しいところをまことに恐縮ではございますけれども、発言内容のチェック等をお願い申し上げたいと思います。

なお、これも再度申し上げますが、評価委員会の運営規則によりまして、評価に関する部分につきましては、発言者名を記載しないことといたしております。

それでは、以上をもちまして、第3回の国土交通省独立行政法人評価委員会港湾空港技術研究所分科会を終了させていただきたいと思っております。

本当に長時間、どうもありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

4. 閉 会